

子育てガイドブック

# めばえ

(令和8年度版)



「クレヨンしんちゃん」 ©臼井儀人／双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

春日部市

# 目次

## 1. 相談機関の紹介 (P1~P10)

- ・家庭児童相談…………… P1
- ・子育て電話相談…………… P1
- ・SNS相談…………… P2
- ・ことばの相談（言語聴覚士）…………… P2
- ・子育て世帯訪問支援事業…………… P2
- ・利用者支援事業（基本型）…………… P3~P4
- ・教育相談センター…………… P5
- ・いじめ相談窓口等…………… P5
- ・越谷児童相談所（埼玉県）…………… P6
- ・民生委員・児童委員…………… P6
- ・主任児童委員…………… P6
- ・児童虐待から子どもを守ろう…………… P7
- ・気になることがあれば、迷わずご連絡ください…………… P8
- ・女性のための相談／男性のための相談…………… P9
- ・その他の相談…………… P10

## 2. 妊娠がわかったら (P11~P13)

- ・こども家庭センター「ぼっぼセンター」  
（母子健康手帳・父子健康手帳、妊婦健康診査助成券・  
新生児聴覚スクリーニング検査費助成券・産婦健康診査助成券、  
妊婦歯科健康診査受診券、妊婦のための支援給付、  
多胎妊婦健康診査助成制度）…………… P11
- ・RSウイルス母子免疫ワクチン…………… P12
- ・ママパパ学級…………… P12
- ・産後ケア事業（宿泊型・通所型・訪問型）…………… P12~P13

## 3. 赤ちゃんが生まれたら (P14~P19)

- ・出生届…………… P14
- ・出産育児一時金…………… P14
- ・手当・助成（児童手当、こども医療費の助成、未熟児養育医療）…………… P15
- ・訪問サービス（妊産婦・新生児訪問、かすかべびーず訪問）…………… P16
- ・乳幼児健康相談…………… P16
- ・乳幼児健康診査（個別通知）…………… P17~P18
- ・離乳食教室…………… P18
- ・はじめてばこ埼玉…………… P18
- ・予防接種（かすかべっこ予防接種ナビ）…………… P19

#### 4. こどもの救急医療 (P20～P22)

- ・春日部市小児救急夜間診療所…………… P20
- ・休日当番医・休日当番薬局…………… P20
- ・休日当番歯科医…………… P20
- ・耳鼻咽喉科(休日救急診療)…………… P21
- ・埼玉県救急電話相談・埼玉県医療機関案内…………… P21
- ・埼玉県A I救急相談…………… P21
- ・中毒110番・電話サービス(公益財団法人 日本中毒情報センター) P21
- ・医療機関案内…………… P22
- ・感染症の予防(各疾患の症状と予防方法)…………… P22

#### 5. こどもを預けたいとき (P23～P41)

- ・保育施設等の利用申請…………… P23
- ・申請から入所(園)までの流れ…………… P24
- ・延長保育…………… P24
- ・障がい児保育…………… P24
- ・一時預かり事業…………… P25
- ・病児保育(病児対応型)(病後児対応型)…………… P26～P27
- ・幼稚園とは…………… P28
- ・幼児教育・保育の無償化について…………… P29
- ・乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)…………… P30
- ・放課後児童クラブとは…………… P31
- ・春日部市ファミリー・サポート・センター…………… P32
- ・春日部市緊急サポートセンター…………… P33
- ・子育て短期入所生活援助事業…………… P34
- ・保育施設等一覧表…………… P35～P37
- ・保育施設等案内図…………… P38
- ・春日部市内私立幼稚園一覧表…………… P39
- ・私立幼稚園案内図…………… P40
- ・放課後児童クラブ一覧表…………… P41

#### 6. 小学校・中学校・義務教育学校について (P42～P43)

- ・小学校・義務教育学校へ入学するとき…………… P42
- ・中学校へ入学するとき…………… P42
- ・転校するとき…………… P42
- ・多子世帯への学校給食費助成…………… P42
- ・公立学校一覧表…………… P43

## 7. 障がいのある子どもたちのために (P44~P51)

・ 身体障害者手帳	P44
・ 療育手帳	P44
・ 精神障害者保健福祉手帳	P44
・ 障害児福祉手当	P45
・ 特別児童扶養手当	P45
・ 在宅重度心身障害者手当	P46
・ 重度心身障害者医療費助成	P46
・ ふじ学園 (児童発達支援センター)	P47
・ 児童発達支援センターまる	P48
・ 埼玉県医療的ケア児等支援センター 地域センターともに	P48
・ 自立支援サービス	P49
・ 医療費助成 (育成医療)	P49
・ 障害児 (者) 生活サポート	P49
・ 言語障害児指導訓練 (ことばの教室)	P49
・ 在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア	P50
・ 日中一時支援	P50
・ 難聴児補聴器購入費等助成	P50
・ 心身障害者扶養共済制度	P50
・ その他の支援サービス・助成	
・ 重度障害者等訪問入浴サービス	P51
・ リフト付自動車貸出サービス	P51
・ 福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成	P51
・ 移動支援サービス	P51
・ 小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具の給付	P51
・ 補装具費の支給	P51
・ 日常生活用具の給付	P51
・ 自動車税等の減免	P51

## 8. ひとり親家庭の支援 (P52~P58)

・ 児童扶養手当	P52
・ ひとり親家庭等医療費の助成	P53
・ 遺族厚生年金	P53
・ 遺族基礎年金	P53
・ 遺児手当	P54
・ 交通遺児援護金	P54
・ 高等職業訓練促進給付金等	P55
・ 自立支援教育訓練給付金	P56
・ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	P57
・ JR 定期乗車券の割引制度	P57
・ 養育費等弁護士相談	P57
・ ひとり親家庭等養育費確保支援事業	P58

## 9. 経済的支援 (P59～P61)

- ・ 出産費資金貸付…………… P59
- ・ 厚生年金保険料免除…………… P59
- ・ 国民年金保険料免除…………… P59
- ・ 国民健康保険税軽減…………… P60
- ・ 早期不妊検査費・不育症検査費助成…………… P60
- ・ 就学援助…………… P60
- ・ 入学準備金・奨学金貸付…………… P61

## 10. こどもとお出かけ (P62～P76)

- ・ 子育てサロン…………… P62
- ・ 地域子育て支援拠点…………… P63
- ・ 春日部市地域子育て支援拠点施設案内図…………… P64
- ・ 地域交流会…………… P65
- ・ ブックスタート…………… P65
- ・ 図書館の児童サービス…………… P66
- ・ 子育て情報メール…………… P67
- ・ パパ・ママ応援ショップ優待サービス…………… P68
- ・ 赤ちゃんの駅…………… P69
- ・ 赤ちゃんの駅登録施設一覧…………… P70～P71
- ・ 児童センター…………… P72
- ・ レジデンシャルパーク SHOWA (庄和総合公園) …… P72
- ・ 内牧公園…………… P72
- ・ 市民センター・公民館  
    (粕壁市民センター、粕壁南公民館、  
    内牧市民センター、内牧南公民館) …… P73
- (豊春市民センター、豊春第二公民館、武里市民センター、  
    武里東公民館、武里南地区公民館、武里大枝市民センター) …… P74
- (幸松市民センター、幸松第二公民館、豊野市民センター、  
    藤塚公民館、庄和市民センター正風館、庄和南公民館) …… P75
- ・ 体育施設一覧…………… P76

# 1. 相談機関の紹介

## 家庭児童相談

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-736-1111

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kvoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kosodatenonayami\\_sodan\\_idogyakutainoboshi/10891.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kvoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kosodatenonayami_sodan_idogyakutainoboshi/10891.html)

子育ての悩みは誰にでもあります。子育てに少しでも不安やストレスを感じたら、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

- 対象：市内に住所を有する18歳未満の児童及びその保護者など  
※こども本人、家族、地域の人など、誰でも相談できます。匿名も可能です。
- 相談内容（来所・電話）：
  - ・性格、情緒、生活習慣等に関すること
  - ・学校生活等に関すること
  - ・その他、家庭における児童に関すること※来所相談の場合は、事前に電話で予約をしてください。
- 費用：無料
- 場所：市役所3階家庭児童相談室  
所在地：春日部市中央七丁目2番地1  
電話番号：048-736-1111（内線3963）  
相談時間：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）  
9：00～12：00、13：00～17：00

## 子育て電話相談

問い合わせ先：各公立保育所（⇒P34）

子育てに関する相談を、保育所の保育士がお受けします。匿名でも結構ですのでお気軽にご相談ください。

- 対象者：子育てに関する相談、心配ごと、悩みをお持ちの方、  
育児について話し相手のいない方
- 相談窓口：公立各保育所
- 相談時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
10：00～16：00

## SNS相談

問い合わせ先：春日部第2児童センター TEL048-754-2815

子どもやその保護者がLINEで気軽に相談することができる市の窓口です。

学校や友達、家族のことなど、悩みや不安に思っていることを誰でも無料で相談できます。相談には、SNS相談専任の相談員が対応します。

●相談方法：LINEアプリをダウンロードのうえ、

[https://page.line.me/396cnztk?oat\\_content=url&openQrModal=true](https://page.line.me/396cnztk?oat_content=url&openQrModal=true) または二次元コードからLINE公式アカウント「春日部市SNSつながる相談ネットワーク」を友だち追加し、トーク画面から相談を開始してください。



●相談時間：10:00～18:00（年末年始を除く）

## ことばの相談（言語聴覚士）

問い合わせ先：保育課 TEL048-736-1139

市内在住の未就学児とその保護者を対象に、言語聴覚士が発達の悩み相談をお受けします。「ことばがはっきりしない、スムーズに出てこない」など、こどものちょっと気になることや悩みを気軽にご相談ください。

●対象者：市内に住所を有する未就学児及びその保護者

●費用：無料

●相談場所：①春日部市立第7保育所 ②春日部市立庄和子育て支援センター  
※住所、連絡先等は①：P33、②：P60参照

●相談日：下記URL、または右の二次元コードよりご確認ください。

[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kosodatenonayami\\_sodan\\_jidogyakutainoboshi/29153.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kosodatenonayami_sodan_jidogyakutainoboshi/29153.html)



●相談時間：各日10:00～16:00（1家庭1時間）

●申し込み・問い合わせ：相談日の1か月前より予約を受け付けます。

電話にて直接①もしくは②に連絡し、予約してください。

（各施設1日5枠、先着順）

## 子育て世帯訪問支援事業

問い合わせ先：子ども相談課 TEL048-796-8902

HP:[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kosodatenonayami\\_sodan\\_jidogyakutainoboshi/28512.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kosodatenonayami_sodan_jidogyakutainoboshi/28512.html)

家事や育児に対する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴したり、家事・育児等を支援し、家庭や養育環境をサポートします。

●対象者：0歳～18歳未満の子どもを養育している方

●支援内容：家事支援、育児支援

※利用申請の際、市職員との面談を実施しますので、子ども相談課までご連絡ください。

## 利用者支援事業（基本型）

問い合わせ先：保育課 TEL048-736-1139

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kosodatenonay\\_ami\\_sodan\\_jidogyakutainoboshi/6498.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kosodatenonay_ami_sodan_jidogyakutainoboshi/6498.html)

利用者支援事業（基本型）は、子育て生活での様々な不安や困りごとを気軽に相談できる場所です。

それぞれの家庭のニーズに合ったサービスが利用できるよう、必要な子育て情報や子育て支援サービスを紹介しながら、子育て生活を支援します。

### 《こども子育て☆まちかど相談室「ぽっけ」》（⇒P62）

#### 【実施しているサポート内容】

- ①こども・子育て何でも相談（どんな小さなお悩みでも、そのままお聞かせください。）
- ②コーディネート（状況に合わせて、適したサービスをご案内します。）
- ③利用手続きサポート（利用準備や窓口同行・代理申請のサポートを行っています。）
- ④出張子育てサポート（訪問による相談・コッ探し・見学同行等のサポートを行っています。）

#### 【対象者】

春日部市在住（里帰りの方も含む）の方で、以下に当てはまる方

- ・妊娠中の方とその家族
- ・18歳までのこどもとその家族

詳細は、<https://kosodatepeer.jimdofree.com/> または  
右の二次元コードを読み取り、ホームページをご参照ください。



#### 【相談方法】

- ・来所：ふれあいキューブ4階（キッズルーム向かい）まちかど相談室「ぽっけ」
- ・訪問：ご自宅など、ご都合の良い場所に相談員が伺います。
- ・電話：080-7412-2865
- ・LINE：右の二次元コードより、LINE 公式アカウント

「ぽっけ☆こども子育てLINE相談」をお友達登録し、メッセージ送信。

※LINEメッセージの受け取りは24時間可能。返信は対応日時に順次対応。



#### 【対応日時】

- ①個別相談（予約制：来所・訪問・電話相談）  
月曜日～金曜日 10:00～15:00（祝日・年末年始、夏季休業を除く）  
※時間は応相談。上記時間以外をご希望の場合も、まずはご相談ください。

- ②ふらっと来所相談（予約不要：来所相談）  
水曜日 12:30～17:00（祝日・年末年始、夏季休業を除く）

## 《大京学園 こども相談支援センター》（⇒P62）

### 【実施しているサポート内容】

- ①育児、子育て相談（0歳からの育児、子育てでの心配ごとや発育・発達上の気になることなどお気軽にご相談ください。）
- ②発達相談（落ち着きがないなどのお子様の気になる様子、心配ごと、困りごとなどご相談ください。）
- ③医療的ケア児の支援（医療的ケア児支援法に基づき医療的ケア児を支援します。）
- ④マタニティ相談（妊娠期から出産後〈周産期〉の不安や心配ごと、育児、子育てのことなど助産師や看護師による相談を開設しています。）
- ⑤サポートプランの作成と提供（ご家族、お子様の心身状態に応じ、それぞれの課題等に対する支援サービス等サポートプランを作成、提供します。）
- ⑥育児、子育てに関する情報提供（子育て家庭の妊娠・出産・育児・子育てに関する必要な情報を提供します。）
- ⑦コーディネーション（利用者への支援とサービスが適切につながっていくよう、関係する機関と調整を図ります。）

### 【対象者】

地域にお住いの

- ・妊娠中の方
- ・0歳から未就学のこども（乳幼児）がいるご家庭
- ・小学生から18歳未満のお子さんこども（児童生徒）がいるご家庭

### 【相談方法】

- ・来所：こども相談支援センター相談室
- ・訪問：ご自宅など、ご都合の良い場所で相談できます。
- ・電話：090-2273-9917  
080-3314-7089
- ・メール：kodomosoudan@daikyo.ed.jp
- ・お問い合わせフォーム：学校法人大京学園ホームページ  
（<https://daikyo.ed.jp/kodomosoudan/>）お問い合わせフォームからお送りください。※メール・お問い合わせフォームは、24時間受け付けます。



### 【相談日・相談時間】

〈来所・訪問・電話〉

- ・月曜日～金曜日：9：00～16：00
- ・土曜日：9：00～15：00

〈メール〉

メール・お問い合わせフォームは、24時間受け付けます。

### 【担当】

利用者支援専門員3名

## 教育相談センター

問い合わせ先：指導課 TEL048-763-2220

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kyoikuiinkai/gakkokyoikunitsuite/6/8315.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kyoikuiinkai/gakkokyoikunitsuite/6/8315.html)

小・中学生の養育や教育全般についての相談を受け付けています。困ったときには、いつでもどのようなことでも気軽に相談してください。

また、不登校のこどもたちを支援する適応指導教室『そよかぜ』・『すくすく』と登校支援指導教室『ステップ教室』を設けています。体験的な活動を取り入れながら、個別指導や小集団活動を通して人間関係づくりを進めていきます。「学校に行きたい」と思いつつも悩みや不安があって学校に行けないこどもたちの支援をしています。

●所在地：春日部市粕壁東3丁目2番15号

●電話番号：教育相談センター …0120-88-4266  
…048-763-2220

こども電話相談 …0120-24-8466

●開館時間：火～金曜日 9：00～19：00

土・日曜日 9：00～17：00

●休館日：月曜日、祝日、月曜が祝日の場合はその翌日、年末年始

●駐車場：有り

## いじめ相談窓口等

問い合わせ先：各相談窓口等

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。いじめを受けていたり、いじめに気がついたりしたら1人で悩まず相談・通報してください。

《彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談（埼玉県立総合教育センター）》

●相談受付時間：毎日24時間

●電話番号：①18歳以下のこども用（無料）TEL# <sup>なやみゼロゼロ</sup>7300 または TEL <sup>ハロー</sup>0120-<sup>さいのくに</sup>86-3192

②保護者用TEL <sup>こころ</sup>048-<sup>おはなし</sup>556-0874

③Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

※Eメールの受信確認及び返信は、平日の9時から17時に行っています。

※学校や教職員に対する苦情等について、直接、指導や調査をすることはできません。

《いじめ通報窓口（埼玉県教育委員会）》

小・中・高校生の「いじめ」に関する情報提供を受け付けます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijime-soudan-form.html>

にある「いじめ相談窓口への入口」または右の二次元コードを読み込み、お申し込みください。



※この窓口は「いじめ」についての情報提供を受けることが目的であり、相談に対する返信は行いません。

※通報された情報は学校に提供します。学校はあなたが送信したことがわからないように調査・対応します。

## 越谷児童相談所（埼玉県）

問い合わせ先：越谷児童相談所 TEL048-975-4152

HP：<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0612/index.html>

児童相談所は、県の相談機関としてこども（0歳から18歳未満）についてのさまざまな相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を行うところです。

相談と指導には、児童福祉司（ケースワーカー）、児童心理司があたります。

### ●相談の内容：

#### ①養育に欠けるこどもの相談

虐待、保護者の家出や病気など、いろいろな事情で家庭でこどもを育てられず、施設や里親に預けたい方の相談。

#### ②性格行動・しつけについての相談

不登校、落ちつきがない、わがまま、反抗などの性格行動についての相談や、しつけ・進路・教育・遊びについての相談。

#### ③障がいのあるこどもの相談

知的な遅れがあったり、心身の発達が遅いと思われるこどもの相談。

#### ④非行のあるこどもの相談

盗み、乱暴、家出、夜遊びなど、非行のある（心配される）こどもの相談。

#### ⑤その他

里親になりたい方の相談や、その他、こどものことは何でも相談に応じています。

### ●相談時間：月曜日～金曜日 8：30～18：15（祝日・年末年始を除く）

相談は事前に電話でお申し込みください。なお、上記以外の時間帯での緊急性のある虐待通報は、次の電話窓口で受け付けます。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189番

### ●費用：相談や検査等一切無料

## 民生委員・児童委員

問い合わせ先：福祉総務課 TEL048-796-8450

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/seikatsushien\\_shakaikoken/8760.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/seikatsushien_shakaikoken/8760.html)

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域住民の「身近な相談相手」であるとともに、「支援へのつなぎ役」として、福祉行政機関や社会福祉施設との連絡等を行っています。各地区の約200～300世帯に対して1人の民生委員・児童委員がいます。

## 主任児童委員

問い合わせ先：福祉総務課 TEL048-796-8450

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/seikatsushien\\_shakaikoken/8760.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/seikatsushien_shakaikoken/8760.html)

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣の指名を受け、児童福祉の専門委員として、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、児童福祉に関する相談を受けたり、必要な支援を行っています。市内13の各地区に2人ずつの主任児童委員がいます。

# 児童虐待から子どもを守ろう

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-796-8902

児童虐待の相談件数が年々増加しています。虐待が起こる背景には、子育ての悩み、周囲からの孤立、家庭の不和、経済的問題などのさまざまな要因があると考えられます。

## ◆児童虐待とは

親や養育者がこどもに危害を加えたり、不適切な育て方をすることを児童虐待といいます。

児童虐待は、次の4つに分けられますが、いくつかのタイプの虐待が同時に起こる場合も多くあります。

## ☆児童虐待の4つのタイプ

～「しつけのつもり」でも暴力は虐待です。～

### 《心理的虐待》

- 無視・拒否的な態度を取る
- 罵声を浴びせる・怒鳴る
- 言葉で脅す
- こどもの目の前での夫婦喧嘩やDV
- きょうだい間で極端に差別するなど

### 《身体的虐待》

- 殴る・蹴る・叩く・投げ落とすなどの暴力
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 戸外に閉め出す など

### 《ネグレクト(保護の怠慢・養育の放棄)》

- 家に閉じ込める  
(学校に登校させない)
- 病気やけがをしても  
病院に連れて行かない
- こどもを家に残したまま外出する
- 自動車の中にこどもを放置する
- ひどく不潔にする など

### 《性的虐待》

- こどもへの性的行為の強要
- 性器や性的行為を見せる
- 性器を触る・触らせる
- ポルノグラフィの被写体にする  
など

## ◆「しつけ」と「虐待」の違い

しつけとは、こどもの成長をサポートすることです。その子らしさを尊重しながら、良いところを伸ばしていきます。「何をどのようにすればよいのか」を、こどもにも理解できる言葉や見本で伝えることが大切です。

一方、こどもの心や身体を傷つける言動はすべて虐待です。

保護者が「これはしつけだ」「こどものためだ」と思っている言動でも、こどもが苦痛を感じる場合は虐待であり、あってはなりません。

## 気になることがあれば、迷わずご連絡ください



「虐待かな？はっきりしないけど気になる」など、迷う時も連絡してください。  
 どんなにささいなことでも構いませんので、子どもたちのために、まずはご一報ください。  
 勇気ある連絡が子どもの生命や権利を守ることになります。  
 ※連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。

通告機関		電話番号	受付日時
春日部市	こども相談課	048-796-8902	毎週月～金曜日8:30～17:15 (祝休日、年末年始を除く)
	庄和総合支所 福祉・健康保険担当	048-746-1111 (内線 7044～47)	
越谷児童相談所		048-975-4152	毎週月～金曜日8:30～18:15 (祝休日、年末年始を除く)
児童相談所虐待対応ダイヤル		189 (いちはやく)	24時間利用可(音声案内) ※一部のIP電話からはつながりません
埼玉県虐待通報ダイヤル		#7171 (#ないない)	24時間利用可(※つながらない場合は 048-762-7533)
春日部警察署		048-734-0110	毎日24時間

☆児童虐待の相談先（上記以外の児童虐待に関する相談先です。）

相談機関	連絡先	受付日時
市役所 3階家庭児童相談室	048-736-1111 (内線 3963)	毎週月～金曜日9:00～12:00、13:00～17:00(祝休日、年末年始を除く)
児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783 (いちはやく・おなやみを)	24時間利用可(音声案内)
埼玉県 子どもスマイルネット	048-822-7007	毎日10:30～18:00 (祝休日、年末年始を除く)

## 女性のための相談／男性のための相談

施設名	相談名称	内 容	相談時間	電話番号	ホームページ
春日部市 配偶者暴力相談支 援センタ ー	DVに関する 相談	配偶者やパートナーから 受けている様々なDV(暴 力)の相談について女性 相談支援員が対応しま す。 (面接相談は要予約・ 電話相談可)	月～金曜日 (祝休日・年末年始 を除く) 8:30～12:00 13:00～17:15	DV相談 専用ダイヤル 048-739- 6831	<a href="https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/danjokuyodosankaku/25348.htm">https://www.city.kasukabe.lg.jp/shiseijoho/danjokuyodosankaku/25348.htm</a> 
春日部市 男女共同 参画推進 センター (ハーモニ ー春日部)  (所在地: 緑町三丁 目3番17 号)	女性の 総合相談	生き方、家族、夫婦、DV、 人間関係などの悩みに女 性相談員が対応します。 (予約可・電話相談可)	毎週月・火・水・ 金曜日 (年末年始を除く) 10:00～15:00	048- 731-3333	<a href="https://harmony.kasukabe-center.jp/consulting/">https://harmony.kasukabe-center.jp/consulting/</a> 
	女性のからだ の悩み相談	こころとからだの健康など の悩みに女性保健師が対 応します。(予約可・電話 相談可)	毎週木曜日 (年末年始を除く) 13:00～16:00		
	女性の カウンセリング 相談	こころの悩みに女性カウ ンセラーが対応します。 (予約可・面接)	毎月第1・2・3 土曜日 (年末年始を除く) 12:00～16:00		
	女性のための 法律相談	法律的な問題について女 性弁護士が対応します。 (予約可・面接) ※市内在住者・年度に一 人1回・30分	毎月第4土曜日 (年末年始を除く) 13:00～16:00		
	男性のための 相談	こころの健康、キャリアカ ウンセリング、生き方支援 などに男性産業カウンセ ラーが対応します。(予約 可・電話相談可)	毎月第1日曜日 (年末年始を除く) 13:00～16:00		

## その他の相談

施設名	相談名称	内 容	相談時間	電話番号	相談実施所在地
市民相談室 (市役所 第二庁舎 2階)	市民相談 【市民相談員】	日常生活における 困り事などの相談 (電話相談可)	月～金曜日 (祝休日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:30	048- 739-6832	中央七丁目 2番地1
	法律相談 (予約制) 【弁護士】	離婚、相続、金銭貸 借、不動産などの 相談	毎週木曜日 (祝休日を除く) 13:20～16:25		
相談室 (庄和総合 支所2階)	法律相談 (予約制) 【弁護士】	離婚、相続、金銭貸 借、不動産などの 相談	毎月第2水曜日 ・最終水曜日 (祝休日の時は変 更) 13:20～16:25	048- 746-9701	金崎839番 地1

※法律相談については、会場にかかわらず、1年度に1人1回までとなります。

(法律相談の相談時間は、1人あたり30分です。)

※離婚を考えている方へ ～離婚をするときに考えておくべきこと～

基本的な情報をまとめたものです。こどもの将来を考える際に

参考にしてください。( [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html) )



法務省のHP

## 2. 妊娠がわかったら

### こども家庭センター「ぽっぽセンター」

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-736-1110

HP: [https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/34552.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/34552.html)

「ぽっぽセンター」には、専門的な知識を持った助産師や保健師が常駐しています。

妊婦さんの健康相談や、出産後の母乳相談や育児に関する相談、赤ちゃんの身体測定などを実施しています。そのほか、妊娠期から子育て期に関するさまざまな悩みや相談に応じています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

#### 《母子健康手帳・父子健康手帳》

医師から妊娠と診断され、妊娠の届出をすると母子健康手帳が交付されます。父親になる方でご希望のある方には、父子健康手帳をお渡しします。

#### 《妊婦健康診査助成券・新生児聴覚スクリーニング検査助成券・産婦健康診査助成券》

妊娠の届出をすると、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査助成券、新生児聴覚スクリーニング検査助成券、産婦健康診査助成券が交付されます。埼玉県と契約している医療機関等の窓口で助成券を提出していただくことで、検査費用の一部が助成されます。

産婦健康診査について助成を受けるには、基本的な健康診査と「こころの健康チェック」の実施が必ず必要です。

(※契約していない医療機関等では、助成券は使用できず、健診費用は自己負担となります。その場合、出生後にこども相談課窓口で手続きを行うことにより、限度額の範囲で助成を受けることができます。)

#### 《妊婦歯科健康診査受診券》

妊娠の届出をすると、母子健康手帳と一緒に春日部市妊婦歯科健康診査受診券が交付されます。妊婦歯科健康診査は、妊婦に対して歯周疾患を早期に発見し、保健指導など正しい知識を普及することにより、出産後も、母子ともに歯と口の健康意識を高められるよう、実施しています。受診券に必要事項を記入のうえ、春日部市内の歯科実施医療機関に事前予約して受診してください。妊娠中に1回、歯科検診が受けられます。

#### 《妊婦のための支援給付》

妊娠届出時と胎児数の届出後の2回に分けて、経済的支援として給付金を支給します。

- 1回目（5万円）：医師の胎児心拍確認、妊娠届出時の面談後に申請できます。
- 2回目：胎児数×5万円を申請できます。

#### 《多胎妊婦健康診査助成制度》

多胎児（ふたご等）妊娠された方の妊婦健康診査に要した費用の一部を助成します。

- 助成内容：妊婦健康診査で、助成券14回を超えて受診した妊婦健康診査1回につき上限5,000円を5回まで助成（償還払い）

## RSウイルス母子免疫ワクチン

問い合わせ先：健康課 TEL048-736-1199

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/kenkoka/gyomuannai/3/12/35181.html>

妊娠中にRSウイルスワクチンを接種することで、赤ちゃんのRSウイルス感染を予防します。対象は、接種日時点で「妊娠28週0日～36週6日」の市内に住所のある妊婦です。予防接種費用は、公費で負担します。詳細は、市ホームページ等でご確認ください。

## ママパパ学級 ※要予約

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1112

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/ninshin\\_shussan/6553.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/ninshin_shussan/6553.html)

初めて出産を迎える方を対象に行っています。妊娠中のこと、出産のこと、育児のことなどを一緒に学びましょう。ママだけの受講や、パパと一緒にの受講もできます。

- 会場：春日部市保健センター
- 定員：1回目 24組(年10回)  
2回目 24組(年12回)
- 内容：

1回目	歯科講話・妊娠中の栄養	歯科医師・管理栄養士
2回目 ※	抱っこ・オムツ替え・着替えの仕方(体験) 赤ちゃんのお風呂の入れ方 乳房ケア・出産の経過・パパの育児・産後のママのメンタルヘルス	保健師・助産師

※1回目を受講してから、2回目に進みます

## 産後ケア事業(宿泊型・通所型・訪問型)

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1110

出産直後は、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからなかったり、お産と育児の疲れから心身の調子が不安定になることもあります。助産師などから育児についてのアドバイスを受けながら過ごし、お母さんの心身を整え、安心して子育てができるよう、産後ケア事業を行っています。

- 利用できる方：利用時に市内に住所がある産後4か月未満(訪問型は産後6か月未満)のお母さんと赤ちゃんで、以下のすべてに該当する方
  - ・産後ご家族等からの家事や育児等の十分な支援が得られない
  - ・産後の心身の不調や育児不安がある
  - ・お母さん・赤ちゃん共に医療的ケアが必要ない
- 利用内容：①お母さんのケア(産後の健康状態のチェック、乳房ケアなど)  
②赤ちゃんのケア(健康状態のチェック、体重のチェックなど)  
③育児相談、授乳指導

④産婦への食事の提供（訪問型を除く）

※市の産後ケア事業は、休息のみを目的としたものではなく、自宅での育児を安心して行うことができるよう、お母さんの心身の調子を整えたり、育児の方法を練習したりする目的があります。

●利用日数：1回の出産につき宿泊型、通所型及び訪問型を合算して最大7回まで利用可能です。

※宿泊型1泊2日利用の場合、2回と数え、利用者負担額は2回分となります。

●利用料金（利用者負担額）

世帯区分	利用者負担額（1回当たり）		
	宿泊型	通所型	訪問型
住民税課税世帯	2,900円 (宿泊型に係る利用回数が5回目まで) (減免制度利用後の額)	3,000円	1,400円
住民税非課税世帯	5,400円 (宿泊型に係る利用回数が6回目以降)		
生活保護世帯	0円（減免制度利用後の額）		

●利用できる施設

市ホームページでご確認ください。

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/nishin\\_shussan/22834.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/nishin_shussan/22834.html)

### 3. 赤ちゃんが生まれたら

#### 出生届

問い合わせ先：市民課 TEL048-796-8509／庄和総合支所 市民窓口担当 TEL048-746-9700

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/koseki\\_juminnotetsuzuki/shussho\\_shibo/10316.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kurashi/koseki_juminnotetsuzuki/shussho_shibo/10316.html)

医師等が記載した「出生証明書」の左側にある「出生届」に記入し、下記のとおり届け出をしてください。

- 届出地：本籍地、届出人の住所地または所在地、出生地のいずれかの市区町村
- 届出人：父または母（父母が婚姻していない場合は母）
- 届出期間：生まれた日を含めて14日以内
- 必要なもの：出生届書、母子健康手帳 ※その他添付資料が必要となる場合があります。

また、生まれたこどものマイナンバーカードの交付申請を出生届の提出と同時にすることができます。

#### 出産育児一時金

国民健康保険課 TEL048-796-8645／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9704

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/kokuminkenkohoken/kokuminkenkohokennokyufu/8170.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kokuminkenkohoken/kokuminkenkohokennokyufu/8170.html)

春日部市国民健康保険に加入している方が出産した場合、申請により世帯主に出産育児一時金が支給されます。

なお、直接支払制度をご利用の方は、申請手続きは不要です。ただし、出産費用が一定の支給額に満たない場合の差額の支給には、申請が必要です。

- 支給金額：分娩機関が産科医療補償制度に加入していて、妊娠22週以上の場合  
488,000円 + 加算額12,000円 = 500,000円  
(産科医療補償制度掛金相当分)

上記以外の場合、488,000円

- 支給条件：①国民健康保険被保険者の出産で、国民健康保険以外の健康保険等からの給付がない方
- ②妊娠85日以後(12週目以後)の死産・流産の場合

## 手当・助成

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-736-1135・048-739-6813

／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

### 《児童手当》

高校生年代まで（18歳到達後最初に迎える3月31日まで）のこどもを養育している方を対象に支給します。

- 支給額：3歳未満（第1子・第2子） 15,000円（月額）  
3歳以上（第1子・第2子） 10,000円（月額）  
第3子以降 30,000円（月額）
- 届出期間：出生等の事由発生日の翌日から起算して、15日以内に認定請求してください。
- H P：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate\\_iryohijosei/6521.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6521.html)

### 《こども医療費の助成》

こどもの医療保険制度における医療費の一部負担金のうち最終的な自己負担額を助成します。（※助成を受けるにはあらかじめ受給資格の登録が必要です。）

- 対象：18歳到達後、最初に迎える3月31日までのこども  
※4月1日生まれの方は、誕生日の前日まで。
- 資格開始：原則申請日です。（※出生や転入など、事由発生日の翌日から起算して15日以内に申請をした場合は、事由発生日からの助成になります。）
- 請求期間：医療機関などへ医療費を支払った翌日から起算して5年以内となります。（診療日時点でこども医療費の受給資格がある場合）  
※5年を経過すると、時効により請求できません。
- H P：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate\\_iryohijosei/6520.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6520.html)

### 《未熟児養育医療》

体の発育が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担します。

※養育医療の給付を受けることができるのは、全国の指定医療機関に限られます。

※世帯の市町村民税額などに応じて自己負担金が生じます。

- 対象：市内に住所を有し、母子保健法第6条第6項に規定する「未熟児」で、医師が入院養育を必要と認めた者
- H P：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate\\_iryohijosei/6524.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6524.html)

## 訪問サービス

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-736-1112

### 《妊産婦・新生児訪問》

出産された方の全家庭へ保健師または助産師が訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康状態の確認、育児の相談などに応じています。

※出生後、母子健康手帳についている出生連絡票（ハガキ）を提出してください。

ご連絡の上、訪問させていただきます。

※妊娠中に訪問希望のある方は、こども家庭センター「ぽっぽセンター」

（直通Tel.048-736-1110）へご連絡ください。

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6542.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6542.html)

### 《かすかべびーず訪問》

生後2か月頃の赤ちゃんのいる全家庭へ、母子保健推進員等が4か月児健康診査のご案内などをお届けします。訪問の際は、簡単なアンケートを取らせていただき、お母さんと赤ちゃんの体調を伺います。

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6543.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6543.html)

## 乳幼児健康相談 ※要予約（実施日の前日まで）

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-736-1112

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6545.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6545.html)

保健師や管理栄養士等が乳幼児の健康・育児・栄養などについて相談をお受けしています。

- 対象：就学前の乳幼児
- 内容：身体計測、栄養相談、育児相談、発達相談
- 持ち物：母子健康手帳
- 定員：30名（春日部市保健センター）  
20名（庄和総合支所）
- 日程：市ホームページをご覧ください。
- 受付時間：9：30～10：00

## 乳幼児健康診査（個別通知）

問い合わせ先：こども相談課 Tel.048-736-1112

HP:[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6544.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6544.html)

### ①1 か月児健康診査費用の助成

生後概ね1か月頃に受診する健康診査にかかった費用の全部又は一部を助成します。

- 対象：令和7年4月1日以降に出生した乳児の保護者で、出生後27日を超え生後6週に達しない間に1か月児健康診査を受診した乳児の保護者
- 内容：身体計測、診察、新生児聴覚スクリーニング検査の実施状況の確認、先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK2投与の実施状況の確認
- 助成金額：1か月児健康診査に要した費用（こども1人につき1回限り6,000円上限）
- 申請方法：市ホームページをご覧ください。  
※1か月児健康診査受診日から起算して、原則4か月以内に申請してください。

### ②4か月児健康診査

- 対象：4か月～5か月未満
- 内容：問診、身体計測、診察、育児相談
- 実施場所：市内実施医療機関
- 持ち物：母子健康手帳、4か月児健康診査票、健康保険証  
※持ち物をお忘れになると、健康診査が受けられません。  
※疾病等の理由により、医療機関に長期入院等のため実施医療機関以外で受診する場合は、受診前にお問い合わせください。

### ③10か月児健康診査

- 対象：9か月～1歳未満
- 内容：問診、栄養指導、身体計測、診察（内科）、育児相談、栄養相談
- 実施場所：春日部市保健センター、庄和総合支所
- 持ち物：母子健康手帳、問診票、バスタオル

### ④1歳6か月児健康診査

- 対象：1歳6か月～2歳未満
- 内容：問診、身体計測、診察（内科・歯科）、育児相談、栄養相談、心理相談、ブラッシング指導
- 実施場所：春日部市保健センター、庄和総合支所
- 持ち物：母子健康手帳、問診票、バスタオル、歯ブラシ

### ⑤ 3歳5か月児健康診査

- 対象：3歳5か月～4歳未満
- 内容：尿検査、問診、目・耳に関するアンケート、屈折検査、身体計測、診察（内科・歯科）、育児相談、栄養相談、心理相談、ブラッシング指導
- 実施場所：春日部市保健センター、庄和総合支所
- 持ち物：母子健康手帳、問診票、尿、目と耳に関するアンケート、歯ブラシ、バスタオル

### ⑥ 5歳児健康診査

- 対象：5歳0か月～5歳7か月未満
- 内容：集団遊び、問診、計測、診察（内科・歯科）、育児相談、栄養相談、心理相談等
- 実施場所：春日部市保健センター
- 持ち物：母子健康手帳、問診票、バスタオル

## 離乳食教室 ※要予約

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1112

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6546.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonokenko/6546.html)

管理栄養士が離乳食の進め方について試食を提供しながら説明します。また、交流会もありますので、赤ちゃんと一緒にお願いします。

- 定員：14名（初産の方優先）
  - 日程：「離乳食教室のご案内」でお知らせします。
- ※その他電話相談、窓口での相談は随時行っています。

## はじめてばこ埼玉

問い合わせ先：株式会社テレビ埼玉

HP：<https://www.teletama.jp/hajimetebako/>

株式会社テレビ埼玉が主体となり、協賛企業と連携して、赤ちゃんご誕生のお祝いと健やかな成長を願って、ささやかなプレゼント品を詰めた「はじめてばこ」が贈られる事業です。

- 対象：令和7年10月1日以降生まれで、お誕生日から6か月以内の埼玉県在住（埼玉県内に住民登録された）の赤ちゃん
- 内容：協賛企業からのプレゼントの贈呈  
※プレゼント内容は時期により変わることがあります  
※「生活協同組合コープみらい」からの配送になります
- 申し込み：テレビ埼玉のホームページから登録  
( <https://www.teletama.jp/hajimetebako/> )

## 予防接種

問い合わせ先：健康課 TEL048-736-1199

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/kenko\\_iryoyobosesshu/7944.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kenko_iryoyobosesshu/7944.html)

予防接種法に基づき、下記のとおり実施しています。お子さんの体調のよいときに、対象年齢や接種方法を守って接種を受けましょう。また、接種を受ける際は、医療機関にお問い合わせ（予約）の上、母子健康手帳をお持ちになって受診しましょう。なお、予防接種の接種方法等は変更になることがあります。変更になった場合には、「広報かすかべ」及び「市公式ホームページ」でお知らせします。

定期接種	接種開始年齢(標準的接種スケジュール)	回数
小児用肺炎球菌*	生後2か月～7か月になる日の前日まで	4回
	生後7か月～1歳の誕生日の前日まで	3回
	1歳～2歳の誕生日の前日まで	2回
	2歳～5歳の誕生日の前日まで	1回
定期接種	対象年齢	回数
ロタウイルス(1価：ロタリックス)	生後6週～生後24週まで	2回
ロタウイルス(5価：ロタテック)	生後6週～生後32週まで	3回
B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで	3回
BCG	1歳の誕生日の前日まで	1回
5種混合(DPT-IPV-Hib)	1期・追加：生後2か月～7歳6か月になる日の前日まで	4回
麻しん・風しん混合(MR)	1期：1歳～2歳の誕生日の前日まで	1回
	2期：幼稚園・保育所等の年長児	1回
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳の誕生日の前日まで	2回
日本脳炎	1期・追加：3歳～7歳6か月になる日の前日まで	3回
	2期：9歳～13歳の誕生日の前日まで	1回
2種混合(ジフテリア・破傷風)(DT)	11歳～13歳の誕生日の前日まで	1回
子宮頸がん(HPV)	小学6年生～高校1年生相当の女子	2回 または 3回

- ・受け始める年齢(月齢)によって接種する回数が異なる予防接種には\*が付いています。
- ・ロタウイルスは、1価、5価のどちらかを接種してください。
- ・子宮頸がん(HPV)の9価ワクチンは、15歳未満で接種を開始した場合、2回で接種を完了することができます。

接種方法等は、健康課にお問い合わせください。

### かすかべっこ予防接種ナビ

こどもの予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせするサービスです。個別の予防接種スケジュール作成、接種日に合わせたお知らせメールのほか、予防接種の注意事項、感染症流行情報、子育て情報の確認、市内予防接種実施医療機関の検索などができます。

(※12か国語に対応しています。)

ぜひ、登録してご利用ください。( <https://kasukabe.city-hc.jp/> )



## 4. こどもの救急医療

### 春日部市小児救急夜間診療所

問い合わせ先：健康課 Tel.048-736-1199

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/benrinavi/shisetsuannai/categorykarasagasu/iryuu/10029.html>

本診療所は、お子さんのかかりつけ医療機関の診療が終了した後に容態が急変し、翌日までに緊急な治療が必要な方のために、臨時に診療を行うことを目的としています。

- 対象：0歳から中学卒業までの小児内科系疾患
- 診療日：月曜日～金曜日（祝休日、年末年始の12月29日から1月3日を除く）
- 受付時間：19：00～22：00
- 場所：春日部市役所別館1階（\*駐車場は、別館駐車場をお使いください。）
- 電話番号：048-736-2216

※受診前に、必ず電話連絡の上、マイナ保険証または資格確認書、こども医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳等をお持ちになってお越しください。

### 休日当番医・休日当番薬局

問い合わせ先：健康課 Tel.048-736-1199

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin\\_anzen/kyukyu\\_kyumei/kyujitsutobani/index.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin_anzen/kyukyu_kyumei/kyujitsutobani/index.html)

日曜日、祝休日、年末年始（12月29日から1月3日）に、市内医療機関・薬局が交代で診療・調剤を実施しています。医療機関名・薬局名は、広報かすかべ及び市公式ホームページに掲載しています。

#### ●休日当番医

診療時間：9：00～12：00、14：00～17：00

※都合により変更する場合がありますので、必ず電話で確認の上お越しください。

※受付時間は医療機関により異なりますので、電話の際にお問い合わせください。

#### ●休日当番薬局

受付時間：9：00～12：00、14：00～17：00

※医療機関受診時の処方箋を必ずお持ちください。

### 休日当番歯科医

問い合わせ先：健康課 Tel.048-736-1199

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin\\_anzen/kyukyu\\_kyumei/kyujitsutobani/index.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin_anzen/kyukyu_kyumei/kyujitsutobani/index.html)

5月の連休（5月3日から5日）、年末年始（12月31日から1月2日）に、市内歯科医療機関が交代で診療を実施しています。歯科医療機関名は、広報かすかべ及び市公式ホームページに掲載しています。

- 受付時間：9：00～12：00

## 耳鼻咽喉科（休日救急診療）

問い合わせ先：健康課 TEL048-736-1199

HP：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/jibika.html>

県内の医療機関が交代で、日曜日、祝休日、年末年始に耳鼻咽喉科の初期救急を実施しています。当番表は埼玉県ホームページで公開しています。

●診療時間：9：00～17：00

## 埼玉県救急電話相談・埼玉県医療機関案内

問い合わせ先：健康課 TEL048-736-1199

救急電話相談ではこどもの急病（発熱、下痢、嘔吐など）時の家庭での対処方法や受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。

医療機関案内では緊急に医療機関の受診が必要なときに診療のできる病院を24時間体制で案内しています。（※歯科、口腔外科および精神科についての案内はありません。）

●電話番号：#7119 または 048-824-4199（ダイヤル回線、IP電話、携帯電話）

※音声ガイダンスが流れたら、救急電話相談は1番を押してください。

医療機関案内は3番を押してください。

●相談時間：24時間（毎日）

## 埼玉県A I 救急相談

問い合わせ先：健康課 TEL048-736-1199

急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性についてチャット形式で気軽に相談が可能です。「埼玉県救急電話相談」と併せてご利用ください。

●URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyu.html>

●案内時間：24時間（毎日）



## 中毒110番・電話サービス（公益財団法人 日本中毒情報センター）

問い合わせ先：健康課 TEL048-736-1199

化学物質（たばこ、家庭用品など）、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し、情報提供しています。

①大阪中毒110番

●電話番号：072-727-2499（365日 24時間対応）

②つくば中毒110番

●電話番号：029-852-9999（365日 24時間対応）

③たばこ誤飲事故専用電話（自動音声応答による情報提供）

●電話番号：072-726-9922（365日 24時間対応）

## 医療機関案内

問い合わせ先：健康課 Tel.048-736-1199

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/kenko\\_iryoku/iryokikan\\_yakkyoku/7918.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kenko_iryoku/iryokikan_yakkyoku/7918.html)

ゴミニケーション・健康情報カレンダーの巻末及び市公式ホームページをご参照ください。

## 感染症の予防（各疾患の症状と予防方法）

問い合わせ先：健康課 Tel.048-736-1199

下記の感染症は、主に冬に流行する感染症です。特に小さいお子さんは感染すると重症化することもありますので、注意しましょう。

### 【各疾患の症状と予防方法】

#### ●インフルエンザ

1～2日の潜伏期間の後、突然の高熱と全身のだるさ、筋肉痛などの全身症状が起こり、のどの痛みやせきなどの症状が見られます。普通の風邪とは区別すべき病気です。

#### 【予防方法】

- ①重症化予防のため予防接種を受けましょう
- ②咳エチケット(咳をするときはハンカチやマスクで口、鼻をおおう)を心掛けましょう
- ③外出先から帰宅した時、食事の前など、こまめに手を洗いましょう
- ④感染の流行地に行くことや、人混みを避けましょう
- ⑤十分な休養、バランスの取れた食事、室内の適度な加湿や換気を心掛けましょう

#### ●RSウイルス

1週間程度の潜伏期間の後、鼻水や咳、発熱等の症状が出ます。呼吸器や心臓に慢性の病気を持つお子さんは注意が必要です。

#### 【予防方法】

- ①外出先から帰宅した時、食事の前など、こまめに手を洗いましょう
- ②かかってしまった場合は外出をさげ、咳エチケットを心掛けましょう

#### ●感染性胃腸炎

主な原因ウイルスとして、「ノロウイルス」、「ロタウイルス」などがあります。ノロウイルスによる感染性胃腸炎の潜伏期間は1～2日で、おう吐、吐き気、下痢、腹痛が主な症状ですが、まれに発熱、頭痛、全身倦怠(けんたい)感を伴うことがあります。

感染した人の便やおう吐物に、多量のウイルスが存在するため、便やおう吐物、及びそれに汚染された手指から感染します(症状がなくても便からは1週間程度、長いときには1か月程度ウイルスの排泄が続くことがあります。)

#### 【予防方法】

- ①料理をする前や食事前、トイレの後などはせっけんで手指をしっかりと洗い、流水で流しましょう
- ②加熱調理する料理は中心部まで十分に火を通しましょう
- ③下痢、おう吐などの症状がある場合は、食品を直接取り扱う作業を控えましょう
- ④おう吐物などを拭き取る場合は、マスクや使い捨て手袋などを着用して行い、拭き取りに使用したものは、ビニール袋に密閉して捨てましょう
- ⑤汚れた場所は塩素系の薬剤で消毒しましょう

## 5. こどもを預けたいとき

### 保育施設等の利用申請

問い合わせ先：保育課 TEL048-736-1139／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozakeru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/1/9167.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozakeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/1/9167.html)

- 対象：①原則春日部市に居住している者もしくは転入予定者（入所月前月までに転入手続きを済ませてください。）で、入所希望月の初日に満8週を経過しているこども（保育施設によって受入年（月）齢が異なります）であること  
②保育を必要とする事由（申請事由）に該当すること  
就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練、他  
※定員に空きがないときは、入所できません。
- 保育時間：認定される保育必要量によって異なります。
  - ①保育標準時間…主にフルタイムの就労※を想定  
(※月120時間以上)  
→通常保育(保育利用は原則8時間＋必要に応じた時間：最大11時間まで)
  - ②保育短時間…主にパートタイムの就労※を想定  
(※月64時間以上120時間未満)  
→通常保育(保育利用は原則8時間まで)
- 休所日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 保育料：世帯の市民税所得割課税額により階層を決定し、入所した年度の4月1日時点におけるこどもの年齢区分により決定します。また、3歳児から5歳児クラスと市民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのこどもは、保育料が無償となります。(無償化については、P29をご覧ください。)
- 申請方法：教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設入所申込書（台帳）、入所（園）に係る確認書、保育を必要とする事由が確認できる書類（就労証明書等）、提出書類チェックシートを、保育課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出してください。

《保育施設及び保育の利用に関する相談について》

保育コンシェルジュが、保育課窓口や電話等で、保護者の希望や就労状況をお伺いし、必要な情報の提供や入所へ向けたアドバイスなど、個別のニーズに合った施設をご案内します。

※3月の入所選考は、行っておりません。

※保育施設等一覧表は、P34～P36をご覧ください。

## 申請から入所（園）までの流れ

問い合わせ先：保育課 TEL048-736-1139

原則、入所希望月の前々月 11 日以降から前月 10 日までに申請をお願いします。

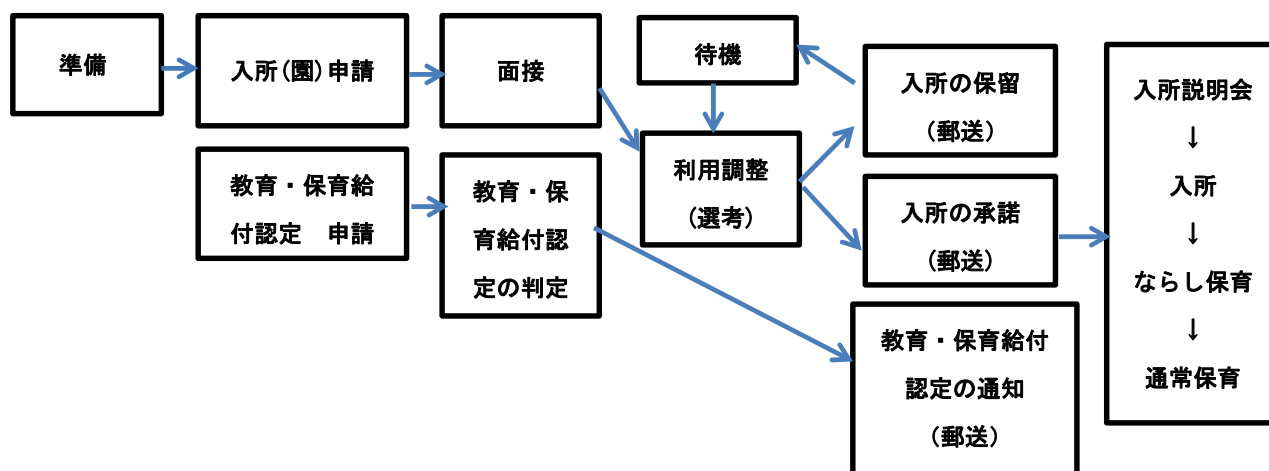
郵送での申請は、入所希望月の前月 3 日の消印有効

（注意）4 月入所は受付期間が異なります

例：令和 8 年度

入所希望月：令和 8 年 7 月の場合

利用申請受付期間：令和 8 年 5 月 11 日（月）～令和 8 年 6 月 10 日（水）



## 延長保育

問い合わせ先：各保育施設（⇒P34～P36 参照）

保護者の多様な勤務形態に対応するため、保護者が安心して働けるよう、延長保育を実施しています。※保育施設により延長保育時間は異なります。

## 障がい児保育

問い合わせ先：保育課 TEL048-736-1139

保護者の就労など、保育を必要とする状態にあつて、かつ、心身に障がいがある児童が健常児とともに集団保育を受けることで、集団生活への適応及び児童相互の健全な成長や発達を促すことを目的に、集団保育が可能であり、通所（園）できる障がいがある児童の保育を実施しています。

## 一時預かり事業

問い合わせ先：各公立保育所（P34 参照）

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozuke\\_ru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/11123.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozuke_ru_hoikushisetsu_jidoclubnado/11123.html)

保護者が、家族の看病を行う場合や冠婚葬祭がある場合、リフレッシュを図りたい場合などに、以下の要件すべてを満たすことを条件として、一時的に幼児の保育を行います。

- 要件：①保育所・幼稚園（プレ保育を除く）・認定こども園等に通っていない、または在籍していない幼児であること。  
②健康で集団保育が可能な満1歳から小学校または義務教育学校の前期課程の就学前の幼児であること。  
ただし、離乳食が完了し、固形物（給食）が摂取可能であること。  
③市内に居住しているか、市内に住所を有する世帯に一時的に居住している幼児であること。
- 利用定員：各施設1日あたり2人まで
- 利用時間：①月曜日～金曜日…8：30～16：30  
②土曜日…8：30～12：00
- 休業日：日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- 利用期間：幼児1人につき1年度内全保育所通算24日まで  
(連続しての保育は5日まで)
- 利用方法：①初めて利用する場合  
利用希望日の1週間前までに、希望する保育所に直接電話してください。  
こどもの健康状態を確認するため、保育所で事前面接を行います。母子手帳を持参の上、利用申込書を提出してください。  
②2回目以降利用する場合  
利用希望日の3日前までに、希望する保育所に電話で利用希望の旨を申し出た上で、利用申込書を提出してください。  
※利用日当日は、利用承諾書と利用料を持参してください。  
※前回と別の保育所を利用する場合は、再度面接が必要です。  
※毎年4月1日を基準に最初に利用する場合も、再度面接が必要です。
- 実施施設：各公立保育所
- 費用：1日2,000円（給食（おやつを含む。）の実費としての300円を含む。）  
(生活保護世帯、中国残留邦人支援給付受給世帯は無料)  
※費用は、ご利用当日に利用する保育所にてお支払いください。  
※離乳食・食物アレルギー食の提供は行っていません。  
※離乳食やミルクの持ち込みは、衛生管理上の観点からお断りしています。

## 病児保育

問い合わせ先：下記各施設

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozukeru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/9162.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/9162.html)

市内に居住している児童で、主治医の許可のもと、以下の要件すべてを満たす場合に、一時的に保育を行います。（治療を目的とした施設ではありません。）

### （病児対応型）

- 対象：通常の外来で治療可能な病気にかかっているが、医師の診断により病児保育施設での預かりが可能な児童。麻疹（はしか）や流行性結膜炎（はやり目）などは対象外です。その他、病状によってお預かりできないことがあります。

### （病後児対応型）

- 対象：病気の回復期にあり、治療などは不要だが、保育所などの施設での集団保育がまだ困難である児童。

#### 《信愛保育園（病後児対応型） Tel048-734-9692》

- 所在地：（⇒P34）
- 要件：①生後8週～小学6年生  
②主治医から病児保育事業（病後児対応型）の利用許可を得られる児童であること。（所定の診断書提出が必要です。）  
③保護者が仕事・病気・冠婚葬祭などやむを得ない事情により、家庭において保育ができない児童であること。
- 利用時間：①月曜日～金曜日…8：30～17：30  
②土曜日…8：30～12：30
- 休業日：日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設を運用しない日
- 利用料金：1日2,000円（生活保護世帯、中国残留邦人支援給付受給世帯は無料）  
※飲食物代は除きます。  
※利用料金は、ご利用当日に園にてお支払いください。
- 利用定員：1日あたり2人
- 利用方法：①事前登録手続き②予約前受診の必須③ご利用希望日の前日に要予約。  
※予約なしで直接お越しいただいてもお預かりできません。

#### 《八木崎保育所（病児対応型） Tel048-797-5747》

- 所在地：（⇒P34）
- 要件：①出生後6か月～小学校6年生  
②保護者の勤務等により家庭で保育を行うことが困難な児童であること。  
③当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難である児童であること。  
④病児保育事業利用者として、医師から意見書を受けた児童であること。
- 利用時間：月曜日～土曜日：8：30～16：30
- 休業日：日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

- 利用料金：1日2,000円（生活保護世帯、中国残留邦人支援給付受給世帯は無料）  
※飲食物代は除きます。
- 利用定員：1日あたり3人
- 利用方法：①事前登録手続き②予約前受診の必須③ご利用希望日の前日に要予約。  
※予約なしで直接お越しいただいてもお預かりできません。

《おかだわんぱくの森保育園（病児対応型・病後児対応型） Tel048-797-7453》

- 所在地：藤塚2855番地1
- 要件：①生後4ヶ月～小学6年生  
②通常の外来で治療可能な病気にかかっている又はその回復期にあり、  
医師の診断により病児保育室でのお預かりが可能な方。
- 利用時間：月曜日～金曜日…8：30～17：30
- 休業日：日曜日・祝日
- 利用料金：1日上限3,000円（給食・おやつ代含む。ミルクはご持参ください。  
（食物アレルギーのある方は要相談。）1時間500円（給食500円、  
おやつ100円）※おむつ等不足品は別途有料。
- 利用定員：1日あたり12人
- 利用方法：①事前登録手続き②予約前受診の必須③ご利用希望日の前日に要予約。  
※予約なしで直接お越しいただいてもお預かりできません。
- その他：おかだわんぱくの森保育園では、企業主導型保育事業施設として一時預かり  
保育も実施しています。各公立保育所で実施しているものとは  
内容・条件が異なります。詳しくは施設に直接お問い合わせください。

《武の子保育園（病児対応型） Tel048-793-4103》

- 所在地：備後西5丁目3番4号
- 要件：①生後100日～小学校3年生  
②当面症状の急変は認められない通常の外来で治療可能な病気にかかっ  
ているまたはその回復期であり、医師の診断により病児保育室でのお預か  
りが可能な意見書を受けた乳幼児及び児童。  
③保護者が仕事・病気・冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭において  
保育ができないこと。
- 利用時間：月曜日～金曜日：9：00～17：00
- 休業日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）・その他
- 利用料金：1日3,000円  
（おむつ代、ミルク代、麦茶代は代金に含む。※ミルクや麦茶用にマグや  
コップ、哺乳瓶をご持参ください。）  
※昼食400円、おやつ300円がご希望の場合、別途かかります。
- 利用定員：1日あたり6人
- 利用方法：①事前登録手続き②予約前受診の必須③ご利用希望日の前日に要予約。  
※予約なしで直接お越しいただいてもお預かりできません。
- その他：武の子保育園では、企業主導型保育事業所として一時預かり保育事業も  
実施しています。各公立保育所で実施しているものとは内容・条件が  
異なります。詳しくは施設に直接お問い合わせください。

## 幼稚園とは

問い合わせ先：各幼稚園（⇒P38 参照）

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozukeru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/9186.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/9186.html)

満3歳から小学校就学前の幼児を対象に、年齢にふさわしい適切な環境を整え、その心身の発達を助長するための、学校教育法に基づく学校です。幼稚園は小学校と異なり、教科書を使わず「遊び」中心の活動となっています。これらの「遊び」は、国語や算数と同じようにこどもの将来にとって重要な学習です。幼稚園でさまざまな遊びを通して、うまく人と関わられるようになったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議などに気づいたりすることで、小学校以降の学習の基盤をつくります。なお、各幼稚園により独自の方針に沿った教育指導や通園バスなどの運営がなされていますので、保護者はニーズにあわせて自由に選択することができます。

●入園方法：各幼稚園へ直接申し込みください。

●保育料等

入園料・保育料等は施設ごとに異なりますので、各幼稚園へお問い合わせください。

なお、満3歳（3歳誕生日の前日から対象）以上のこどもは、保育料が無償（月額上限25,700円まで）となります。ただし、プレ保育は、無償化の対象にはなりません。（無償化については、次のページをご覧ください。）

●預かり保育

全ての幼稚園では、通常の教育時間（主に9～14時）の前後や、夏休みなどに預かり保育（教育時間外保育）を実施していますので、お仕事をしながら幼稚園に預けることも可能です。利用にあたっては手続きが必要となりますので、各幼稚園へご確認ください。

○預かり保育の利用料について

無償化の申請後、「保育の必要性の認定」を受けた場合※1

・「利用日数×450円（日額上限単価）」を上限として、預かり保育の利用料が無償化されます。（月額上限11,300円まで）※2

・預かり保育の利用料（月額全額）は、一度園に納入していただき、後から保護者が請求書（利用料の領収書等を添付）を市に提出していただく必要があります。

※1：「就労証明書」等、保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要となります。

※2：満3歳児は市民税非課税世帯のみ対象となります。（月額上限16,300円）

## 幼児教育・保育の無償化について

問い合わせ先：保育課 TEL048-736-1139

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozukeru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/1/11009.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/1/11009.html)

- 3～5歳児クラスと市民税非課税世帯の0～2歳児クラスのこどもを対象に利用料（保育料）が無償化されます。幼稚園（新制度未移行園）では、満3歳児クラスのこどもも対象となります。3歳の誕生日の前日から無償化されますが、プレ保育は、無償化の対象にはなりません。
- 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。
- 利用する施設等により、無償化される上限額が異なります。
- 公立保育所、私立保育園、認定こども園（保育利用）及び地域型保育を利用している方は、原則、手続きは不要です。
- 幼稚園、認定こども園（幼稚園利用）及び認可外保育施設等を利用している方は、事前に手続きが必要です。

### 【対象者と対象範囲】

利用施設等	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	
	保育の必要性ありの 住民税非課税世帯	保育の必要性あり	保育の必要性なし
幼稚園 （新制度未移行園）	/	月額 25,700 円を上限に 無償 （預かり保育は月額上 限 450 円、月額上限 11,300 円まで無償※）	月額 25,700 円を上限に 無償 （預かり保育は対象外）
認定こども園（幼稚園利用） 幼稚園（新制度）		無償 （預かり保育は月額上 限 450 円、月額上限 11,300 円まで無償※）	無償 （預かり保育は対象外）
公立保育所 私立保育園 認定こども園（保育利用） 地域型保育	無償	無償	/
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	月額 42,000 円を 上限に無償	月額 37,000 円を上限に 無償	対象外

※市民税非課税世帯の満3歳児（今年度の4月1日時点の年齢が2歳であり、誕生日を迎えたこども）は、月額上限16,300円まで無償

### ● 給食費について

公立保育所、私立保育園及び認定こども園（保育利用）を利用している場合は3歳児クラスから、幼稚園、認定こども園（幼稚園利用）の場合は満3歳から給食費がかかります。

ただし、給食費のうち副食費（おかず代等）は、年収360万円未満相当の世帯の子ども、または全ての世帯における第3子以降のこどもの場合、免除もしくは補助が受けられます。（施設によって、第3子以降のこどものカウント方法が異なります。）

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

問い合わせ先：下記実施施設、または保育課 Tel.048-736-1139

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/34022.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/34022.html)

こどもの育ちを応援し、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルに関わらない支援を行うため、保護者の就労状況にかかわらず利用できる新たな通園給付です。

●要件：①0歳6ヶ月～満3歳未満（3歳になる誕生日の前々日）であり、春日部市に住民登録のあるこども

②保育所、幼稚園等に通っていないこと

（企業主導型をのぞく認可外保育施設との併用は可能）

●実施施設一覧（市内）

施設名	住所	電話番号	実施形態	受入年齢
認定こども園ふたば	大場902-1	048-734-3873	定期利用	2歳児
認定こども園とよはるこども学園	上蛭田610-2	048-754-0200	定期利用	2歳児
内牧幼稚園	栄町3-248	048-761-6715	定期利用	2歳児
桃園幼稚園	小淵2060-2	048-761-6161	定期利用	2歳児
真由美幼稚園	粕壁東 2-16-65	048-754-2484	定期利用	1～2歳児
武里白百合幼稚園	大場213	048-735-0058	定期利用 柔軟利用	0～2歳児 （0～1歳児は親子通園のみ）

提供内容や実施日/時間、利用料は施設によって異なります、詳しくは各施設へお問い合わせください。市外の施設も利用することができません、実施形態や受入年齢等は各自治体のホームページ等からご確認ください

●利用の流れ

○市内施設の利用を検討している方

- ①利用を検討している施設へ直接問合せ
- ②施設において見学や面談の実施、併せて認定申請書を提出
- ③施設を通じて支給認定証の発行・配付
- ④各施設で予約を行い利用開始

○市外施設の利用を検討している方

- ①電子申請システムより認定申請書を提出  
([http://apply.e-tumo.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=111767](http://apply.e-tumo.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=111767))
- ②つうえんポータルを通じて支給認定証の発行
- ③つうえんポータルを用いて予約を行い利用開始

## 放課後児童クラブとは

問い合わせ先：こども育成課 Tel.048-739-6836

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/2/index.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/2/index.html)

昼間、常時留守になる家庭の児童を対象に、放課後等の家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るものです。

- 対象：春日部市立小学校及び春日部市立義務教育学校（前期課程に限る）に在学する児童で、保護者が就労や傷病、病人の介護にあたるなど、児童の保育ができない場合
- 保育時間：①学校の授業日…放課後～19：00（月曜日から金曜日）  
②学校の休業日…7：30～19：00（土曜日、春・夏・冬休みなど）
- 休室日：日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）（気象状況や災害、感染症の流行などにより学級閉鎖や休校等になった場合は、臨時休室あり）
- 保育料：一人月額9,000円（減免制度があります。別途申請が必要です。）  
おやつ代 一人月額2,000円  
※保育料には減免制度があります。減免を受けるには、「放課後児童クラブ保育料減免申請書」（審査に必要な書類の提出が必要な場合があります）の提出が必要となり、提出後に審査を行います。
- 申請方法：必要な申請書類をこども育成課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出してください。
  - ① 放課後児童クラブ入室申請書
  - ② 児童生活状況調査書
  - ③ 保育を必要とする事由が確認できる書類（就労証明書等）※③については、入室要件により提出書類が異なります。  
※放課後児童クラブ一覧については、P40を参照してください。

## 春日部市ファミリー・サポート・センター

問い合わせ先：ファミリー・サポート・センター事務局（春日部市社会福祉協議会内）Tel.048-755-2324

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazuke\\_ru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/6478.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowoazuke_ru_hoikushisetsu_jidoclubnado/6478.html)

地域で子育てをサポートしていくことを目的に、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が会員となり、会員同士の助け合いで子育て中のお父さん、お母さんを応援しています。

※開設時間 8：30～17：15（土日祝、年末年始は休業）

- サービス内容：原則として提供会員の自宅で、生後6か月から小学6年生までのお子さんをお預かりします（送迎等）。
- 対象：春日部市ファミリー・サポート・センターの会員登録者  
提供会員・依頼会員・両方会員（提供会員と依頼会員の両方を兼ねる方）
- 費用負担：
  - ・平日（月曜日～金曜日）7：00～19：00 1時間あたり 700円
  - ・平日（月曜日～金曜日）上記の時間帯以外 1時間あたり 900円※土・日曜日、祝日は200円加算、その他実費負担あり
- ひとり親家庭への利用料助成券について
  - ・ひとり親家庭の依頼会員に対し、利用料半額相当額の助成券を交付します。（年度上限額：15,000円）
  - ・有効期限：原則として年度内。
- ファミリー・サポート無料券について
  - ・小学生以下の子ども3人以上と同居している依頼会員に対し、小学生以下の第3子以降の子ども1人につき10時間分の無料券を交付します。
  - ・有効期限：原則として発行日より1年間。ただし、無料券の発行日より1年以内に対象となる第1子が小学校を卒業する場合は、その年の3月31日まで。
- その他：会員登録や詳細は、上記までお問い合わせください。

## 春日部市緊急サポートセンター

問い合わせ先：緊急サポートセンター埼玉 TEL048-297-2903

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateeonsite/kodomowozuke\\_ru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/6479.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateeonsite/kodomowozuke_ru_hoikushisetsu_jidoclubnado/6479.html)

春日部市ファミリー・サポート・センターと同じ目的で、春日部市緊急サポートセンターを設置し、育児援助活動を行っています。

※開設時間 7：00～20：00（12月29日から1月3日は休業）

### ●サービス内容

- ・病児、病後児の預かり
- ・保護者の体調不良など緊急を伴う預かり
- ・宿泊を伴う預かり
- ・保育園などからの急な呼び出しの送迎、預かり
- ・その他、緊急を伴う預かり

- 対 象：春日部市緊急サポートセンターの会員登録者  
サポート会員・利用会員・両方会員（サポート会員と利用会員の両方を兼ねる方）

- 費用負担：・8：00～20：00 1時間あたり 1,000円  
・20：00～8：00 1時間あたり 1,200円  
・宿泊（18：00～翌朝9：00）1泊あたり 10,000円  
※その他実費あり

- その他：会員登録や詳細は、上記までお問い合わせください。

## 子育て短期入所生活援助事業

問い合わせ先：こども育成課 Tel.048-796-8193

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozukeru\\_hoikushisetsu\\_jidoclubnado/14818.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomowozukeru_hoikushisetsu_jidoclubnado/14818.html)

保護者の方がさまざまな理由で、一時的にお子さんを自宅で養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間お子さんをお預かりする事業です。

●利用要件：市内に住所を有する0歳から小学校6年生以下のお子さんの保護者の方が、次のいずれかに該当する場合

- ①病気、出産、けが等のために入院する場合
- ②身体的又は精神的な理由で体調が不良な場合
- ③親族の看護又は介護にあたる場合
- ④冠婚葬祭や出張等のため不在となる場合

※要件に合致した場合でも、受入施設の状況によっては利用できない場合があります

●利用期間：1回または一月につき、原則7日（6泊7日）以内

●利用施設：市と受託契約をしている児童養護施設、乳児院

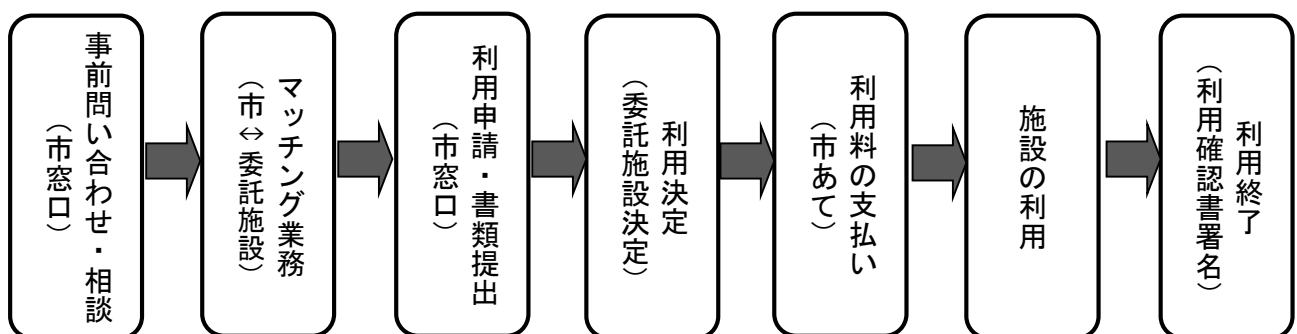
●利用者の負担額

利用者世帯の区分	2歳未満の児童	2歳以上の児童
①生活保護世帯		
②ひとり親家庭又は養育者家庭 かつ市県民税非課税世帯	0円	0円
③市県民税非課税世帯	1,100円	1,000円
④ひとり親家庭又は養育者家庭		
⑤その他の世帯	5,350円	2,750円

※上記の表は、1日分の利用料です。

●手続き：利用にあたっては事前に状況をお伺いしたのち、受入施設との調整が必要になりますので、事前に上記の問い合わせ先までご相談下さい。

●主な流れ



# 保育施設等一覧表

## ●保育所（園）

保育所（園）は、保護者の就労などにより、保育を必要とするこどもを預かる施設です。  
市内には、公立保育所と私立保育園があります。

令和8年4月1日

No.	名称	利用定員	所在地及び電話番号	受入年齢	送迎バス※1	保育時間	最大保育時間※2
公立	1 武里南保育所※3	160	大枝89番地 武里団地9街区16棟 048-735-4381	0歳(満8週)～5歳		平日 8:30～16:30	平日 7:00～19:00
	2 第4保育所	105	備後西1丁目13番1号 048-735-0066	0歳(満8週)～5歳			
	3 第5保育所	100	藤塚428番地1 048-735-8471	0歳(満8週)～5歳			
	4 第6保育所※4	60	牛島1276番地 048-754-5040	0歳(満8週)～5歳			
	5 第7保育所	66	栄町3丁目166番地 048-754-7426	0歳(満8週)～5歳			
	6 第8保育所※4	60	上蛭田82番地1 048-754-8349	0歳(満8週)～5歳			
	7 第9保育所※3	120	粕壁3丁目8番1号 048-754-3521	0歳(満8週)～5歳			
	8 八木崎保育所※3	120	粕壁5435番地1 048-797-5747	0歳(満8週)～5歳			
	9 庄和第1保育所※3	100	西金野井256番地1 048-746-3511	0歳(満8週)～5歳			
	10 庄和第2保育所	90	東中野1152番地 048-746-5221	1歳～5歳			
私立	11 春日部保育園※4	59	粕壁1丁目4番45号 048-752-2433	0歳(満6か月)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	12 三愛保育園	110	粕壁東3丁目12番16号 048-761-0133	0歳(満4か月)～5歳		平日8:00～16:00	平日7:00～19:00
	13 小鳩保育園	137	八丁目497番地 048-752-0271	0歳(満3か月)～5歳		平日8:00～16:00	平日7:00～19:00
	14 豊春中央保育園	110	道順川戸90番地1 048-754-0226	0歳(満8週)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	15 やなぎ保育園	70	樋籠620番地3 048-761-2085	0歳(満8週)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	16 小淵保育園	70	小淵406番地1 048-761-3041	0歳(満4か月)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	17 やはら保育園	110	上大増新田22番地 048-797-7012	0歳(満8週)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	18 一の割自然保育園	160	一ノ割1138番地1 048-737-5630	0歳(満3か月)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	19 フェアリー・キッズ <sup>®</sup> 保育園	70	南中曽根753番地2 048-760-0753	0歳(満8週)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	20 うらら保育園	40	牛島714番地1 048-754-6969	0歳(満4か月)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	21 大増のぞみ保育園	70	上大増新田214番地1 048-731-4152	0歳(満8週)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
	22 信愛保育園	90	大場1644番地 048-734-9692	0歳(満8週)～5歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00

※の説明は、P36に掲載しています

No.	名称	利用定員	所在地及び電話番号	受入年齢	送迎バス※1	保育時間	最大保育時間※2
私立	23 まなびの森 まんま〜る保育園 ※4	90	中央1丁目49番地 センターヒルズ春日部2階 048-734-6363	0歳(満8週)〜5歳		平日8:30〜16:30	平日7:30〜19:30
	24 アートチャイルド <sup>ト</sup> ケア 春日部	50	下蛭田243番地4 048-761-0415	0歳(満8週)〜5歳		平日8:30〜16:30	平日7:30〜19:30
	25 まなびの森 武里まんま〜る保育園 ※4	60	大畑321番地 宮前ビル2階 048-733-0050	0歳(満8週)〜5歳		平日8:30〜16:30	平日7:30〜19:30
	26 小島保育園	126	米島93番地2 048-746-0401	1歳〜5歳		平日8:30〜16:30	平日7:30〜19:30
	27 緑の森保育園	46	米島71番地 048-746-7373	0歳(満8週)〜2歳		平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
	28 あおぞら保育園	49	粕壁東3丁目12番12号 048-812-5574	0歳(満4か月)〜2歳		平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
	29 森のひろば保育園	40	金崎880番地1 048-746-8700	0歳(満8週)〜2歳		平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
	30 かすかべ社の保育園	90	谷原2丁目9番地15 048-812-7181	0歳(満8週)〜5歳		平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00

## ●認定こども園

認定こども園は、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。

施設によっては、保育料以外に別途入園準備費等の徴収がある場合があります。

なお、入園を希望する場合は、見学及びこどもの面接が必要です。

※幼稚園利用を希望する場合には、保育課ではなく、直接希望する園に申請してください。

No.	名称	利用定員 ※5	所在地及び 電話番号	受入年齢 ※6	送迎 バス ※1	保育時間	最大保育時間 ※2
						教育時間	預かり保育時間
31	認定こども園ふたば	118	大場902番地1 048-734-3873	0歳(満4か月)〜5歳	※8	平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
		60		3歳〜5歳	○ ※7	平日8:30〜14:00	平日7:00〜 8:30 14:00〜19:00
32	認定こども園こども未来 (庄和すずらん幼稚園)	111	米島63番地 048-746-7381	3歳〜5歳	○	平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
		179		3歳〜5歳		平日8:30〜14:30	平日7:30〜 8:30 14:30〜19:00
33	認定こども園 春日部幼稚園	72	粕壁東3丁目14番24号 048-754-5401	3歳〜5歳		平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
		118		3歳〜5歳		平日9:00〜14:00	平日7:00〜 9:00 14:00〜19:00
34	幼保連携型認定こども園 武里幼稚園	97	大枝89番地 武里団地2街区2棟 048-735-5002	0歳(満6か月)〜5歳	※8	平日8:30〜16:30	平日7:30〜19:00
		85		3歳〜5歳	○	平日8:30〜14:00	平日7:30〜 8:30 14:00〜19:00
35	認定こども園 とよはるこども学園	110	上蛭田610番地2 048-754-0200	0歳(満6か月)〜5歳	※8	平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
		90		3歳〜5歳	○ ※7	平日8:30〜14:00	平日7:30〜 8:30 14:00〜18:30
36	内牧幼稚園	71	栄町3丁目248番地 048-761-6715	0歳(満6か月)〜5歳	※8	平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
		134		3歳〜5歳	○ ※7	平日9:00〜14:30	平日7:30〜 9:00 14:30〜18:30
37	桃園幼稚園	30	小淵2060番地2 048-761-6161	3歳〜5歳	○	平日8:30〜16:30	平日7:00〜19:00
		128		3歳〜5歳		平日9:00〜14:30	平日7:00〜 9:00 14:30〜19:00

※の説明は、P36に掲載しています

## ●地域型保育

地域型保育は、公立保育所や私立保育園、認定こども園より少人数の環境で、3歳児未満（0歳～2歳）の子どもを保育します。なお、入所を希望する場合は、見学及び子どもの面接が必要です。

- ①事業所内保育：従業員の子どもと地域の子どもを、事業所に設置された専用スペースで預かります。  
②小規模保育：0歳から3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です。

No.	名称	利用定員	所在地及び電話番号	受入年齢	送迎バス※1	保育時間	最大保育時間※2
38	つぶつぶ保育園 (事業所内保育)	12	大場207番地 048-884-8327	1歳～2歳		平日8:30～16:30	平日8:00～18:00
39	かめさん保育園 (事業所内保育)	9	大枝104番53 048-812-8312	1歳～2歳		平日8:30～16:30	平日8:00～18:00
40	おうちほいくえん (小規模保育)	13	八丁目1015番地1 048-884-8160	0歳(満8週)～2歳		平日8:00～16:00	平日7:30～18:30
41	かすかべそらら保育園 (小規模保育)	19	中央2丁目14番地7 048-752-2556	0歳(満4か月)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
42	はっぴー春日部園 (小規模保育)	19	粕壁6947番地1 プラザ八木崎2階 048-761-0881	0歳(満6か月)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:30～19:00
43	ぬくもりのおうち保育 春日部園 (小規模保育)	19	粕壁東2丁目1番39号 048-884-9144	0歳(満6か月)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:30～19:30
44	南桜井保育室 ポコ・ア・ポコ (小規模保育)	19	米島1156番地21 048-796-8822	0歳(満6か月)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:30～19:00
45	しおどめ保育園春日部 (小規模保育)	19	浜川戸1丁目12番地13 048-761-5533	0歳(満2か月)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
46	らあむ保育園 (小規模保育)	19	中央2丁目26番21号 048-812-8086	0歳(満8週)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:00～19:00
47	キッズフィールド春日部園 (小規模保育)	12	粕壁1丁目4番26号 田村ビル2階 048-748-5146	0歳(満8週)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:30～19:00
48	ぬくもりのおうち保育 南桜井園 (小規模保育)	19	米島1185番地 東武アーバンパーク ライン南桜井駅ビル内 048-797-6032	0歳(満6か月)～2歳		平日8:30～16:30	平日7:30～19:30

注) 土曜日の保育時間は、各保育園にお問合せください。

※1 送迎バスは、実費負担があります。また、年齢や運行ルートによっては利用できない場合がありますので、各保育施設にお問合せください。

※2 最大保育時間が保育を利用できる時間とは限りません。利用者によって、保育利用可能時間（こどもを預けられる時間）が異なります。

※3 武里南保育所、第9保育所、八木崎保育所、庄和第1保育所は、指定管理者制度による運営となります。

※4 送迎の際に利用できる駐車場がございません。

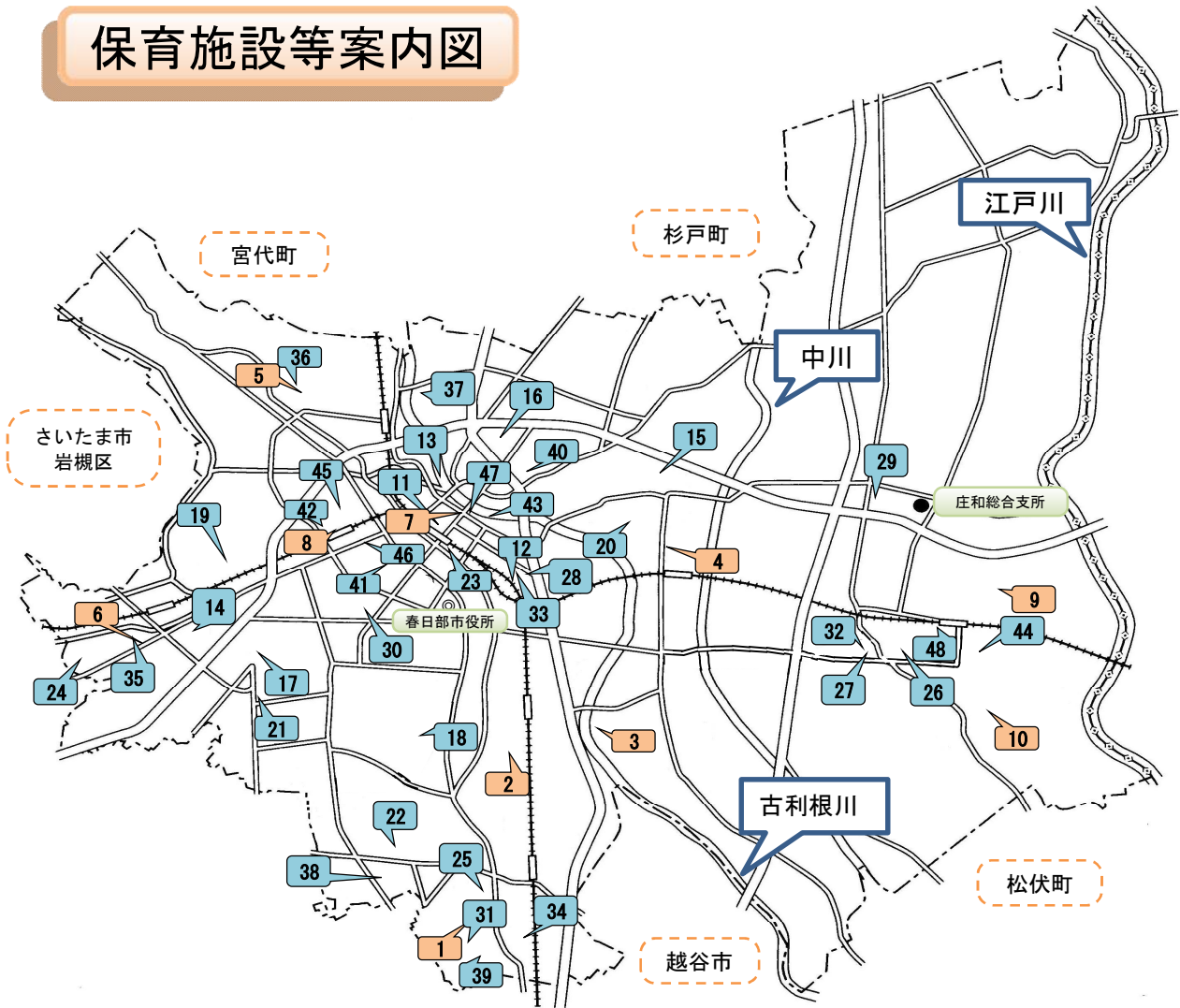
※5 上段が保育利用の利用定員、下段が幼稚園利用の利用定員です。

※6 上段が保育利用の受入年齢、下段が幼稚園利用の受入年齢です。

※7 幼稚園利用の方のみ送迎バスがあります。

※8 保育利用（3歳～5歳）で送迎バスの利用を希望する場合は、園にご相談ください。

# 保育施設等案内図



No.	公立保育所・私立保育園						
1	武里南保育所	9	庄和第1保育所	17	やはら保育園	25	まなびの森武里まんま〜る保育園
2	第4保育所	10	庄和第2保育所	18	一の割自然保育園	26	小島保育園
3	第5保育所	11	春日部保育園	19	フェアリー・キッズ 保育園	27	緑の森保育園
4	第6保育所	12	三愛保育園	20	うらら保育園	28	あおぞら保育園
5	第7保育所	13	小鳩保育園	21	大増のぞみ保育園	29	森のひろば保育園
6	第8保育所	14	豊春中央保育園	22	信愛保育園	30	かすかべ杜の保育園
7	第9保育所	15	やなぎ保育園	23	まなびの森まんま〜る保育園		
8	八木崎保育所	16	小淵保育園	24	アートチャイルド けあ春日部		

No.	認定こども園						
31	認定こども園ふたば	33	認定こども園春日部幼稚園	35	認定こども園 とよはる こども学園	37	桃園幼稚園
32	認定こども園こども未来	34	幼保連携型認定こども園武里幼稚園	36	内牧幼稚園		

No.	地域型保育						
38	つぶつぶ保育園	41	かすかべそらら保育園	44	南桜井保育室ポコ・ア・ポコ	47	キッズフィールド春日部園
39	かめさん保育園	42	はっぴー春日部園	45	しおどめ保育園春日部	48	ぬくもりのおうち保育 南桜井園
40	おうちほいくえん	43	ぬくもりのおうち保育 春日部園	46	らあむ保育園		

## 春日部市内私立幼稚園一覧表

令和8年4月1日現在

No.	幼稚園名	所在地及び 電話番号	預かり保育	
1	真由美幼稚園★	粕壁東2丁目16番65号 048-754-2484	有	7:15~8:15 14:00~18:00
2	武里白百合幼稚園★	大場213番地 048-735-0058	有	保育終了後~18:00
3	ひかり第二幼稚園★	南3丁目18番22号 048-735-1510	有	8:00~9:00 保育終了後~19:00
4	一の割幼稚園	藤塚736番地 048-735-6641	有	7:30~9:00 14:00~19:00
5	藤塚幼稚園	藤塚1160番地 048-735-2521	有	8:00~10:00 14:00~18:00
6	ルネサンス呑竜幼稚園	一ノ割1丁目29番1号 048-736-1240	有	7:45~8:45 14:30~18:45
7	牛島幼稚園★	牛島736番地1 048-754-7811	有	7:30~8:30 14:00~18:00
8	春日部成就院幼稚園	上大増新田272番地1 048-736-2525	有	8:00~8:40 14:00~18:30
9	清秀幼稚園	南中曾根757番地1 048-754-8188	有	7:30~8:30 15:00~18:00
10	花積幼稚園	下蛭田16番地1 048-761-5678	有	14:30~18:00
11	庄和幼稚園	米島725番地 048-746-0080	有	14:30~18:00
12	庄和こばと幼稚園	西金野井1839番地 048-746-6511	有	7:30~8:30 14:00~18:00

※ 入園手続きや保育料等の詳細につきましては、各幼稚園にお問い合わせください。

※ 認定こども園の教育部分につきましては、P35をご参照ください。

★ 子ども・子育て新制度の幼稚園です。

# 私立幼稚園案内図



No.	施設名	No.	施設名
1	真由美幼稚園	7	牛島幼稚園
2	武里白百合幼稚園	8	春日部成就院幼稚園
3	ひかり第二幼稚園	9	清秀幼稚園
4	一の割幼稚園	10	花積幼稚園
5	藤塚幼稚園	11	庄和幼稚園
6	ルネサンス呑竜幼稚園	12	庄和こぼと幼稚園

## 放課後児童クラブ一覧表

### 《公設》

No.	名 称	所在地及び電話番号	定 員
1	粕壁放課後児童クラブ 1・2	粕壁東 3 丁目 2 番 19 号(粕壁小学校内) 048-755-5101	100 人
2	内牧放課後児童クラブ 1・2	内牧 2415 番地 2(内牧小学校内) 048-755-5102(クラブ 1)048-755-5615(クラブ 2)	90 人
3	豊春放課後児童クラブ 1・2	道順川戸 37 番地 1(豊春小学校内) 048-755-5103	90 人
4	武里放課後児童クラブ	備後西 5 丁目 3 番 15 号(武里小学校隣接) 048-738-4911	70 人
5	幸松放課後児童クラブ 1・2	八丁目 353 番地 1(幸松小学校内) 048-755-5104	85 人
6	豊野放課後児童クラブ	銚子口 1087 番地(豊野小学校内) 048-738-4912	70 人
7	備後放課後児童クラブ	備後西 3 丁目 2 番 1 号(備後小学校内) 048-738-4916	60 人
8	八木崎放課後児童クラブ 1・2・3	中央 4 丁目 1 番地(八木崎小学校内) 048-755-5105(クラブ 1・2)048-755-5113(クラブ 3)	110 人
9	牛島放課後児童クラブ 1・2	牛島 1080 番地(牛島小学校内) 048-755-5106	100 人
10	緑放課後児童クラブ	緑町 5 丁目 4 番 1 号(緑小学校内) 048-738-4918	70 人
11	上沖放課後児童クラブ 1・2	大沼 5 丁目 44 番地(上沖小学校内) 048-738-4919(クラブ 1)048-737-6132(クラブ 2)	140 人
12	正善放課後児童クラブ 1・2	備後東 6 丁目 2 番 1 号(正善小学校内) 048-738-4920	75 人
13	立野放課後児童クラブ 1・2・3	南中曾根 1074 番地(立野小学校内) 048-738-4921(クラブ 1・2)048-761-3388(クラブ 3)	109 人
14	宮川放課後児童クラブ	新方袋 1090 番地(宮川小学校内) 048-755-5107	50 人
15	藤塚放課後児童クラブ	藤塚 82 番地 2(藤塚小学校内) 048-738-4922	70 人
16	小淵放課後児童クラブ	小淵 905 番地 1(小淵小学校内) 048-755-5108	70 人
17	武里南放課後児童クラブ 1・2	大枝 89 番地 2 街区 1 棟(武里南小学校内) 048-738-4913	77 人
18	武里西放課後児童クラブ 1・2	大場 822 番地 1(武里西小学校内) 048-738-4914	90 人
19	南桜井放課後児童クラブ 1・2	下柳 17 番地 2(南桜井小学校隣接)、下柳 3(南桜井小学校内) 048-718-0700(クラブ 1)、048-746-5112(クラブ 2)	75 人
20	川辺放課後児童クラブ 1・2・3	米島 756 番地(川辺小学校内) 048-746-0212(クラブ 1・2)048-746-5000(クラブ 3)	115 人
21	桜川放課後児童クラブ 1・2	大倉 496 番地 1(桜川小学校内) 048-747-0101	100 人
22	中野放課後児童クラブ	東中野 654 番地(中野小学校内) 048-746-8488	70 人
23	江戸川放課後児童クラブ	上吉妻 1 番地(江戸川小中学校内) 048-748-2100	40 人

### 《民設》(クラブの活動や保育料、入室等につきましては、直接民間クラブへお問合せください。)

No.	名 称	所在地及び電話番号	定 員
1	すすむ学園児童クラブ	谷原 2 丁目 9 番 15 号 048-812-7181	45 人
2	かがやき学童クラブ	春日部市大場 1229 番地 3 080-3218-7345	25 人

## 6. 小学校・中学校・義務教育学校について

### 小学校・義務教育学校へ入学するとき

問い合わせ先：学務課 TEL048-739-6804

小学校及び義務教育学校へ入学する児童を対象に、例年9月中旬に就学時健康診断通知書、12月下旬に入学通知書を送付します。また2月中に各小学校及び義務教育学校で入学説明会を行います。

※次のような場合には、学務課へご連絡ください。

- ・就学時健康診断通知書、入学通知書が届かないとき
- ・現在の住所が変わるとき
- ・入学通知書の記載に誤り等があったとき
- ・国立、私立学校等に入学するとき

### 中学校へ入学するとき

問い合わせ先：学務課 TEL048-739-6804

小学校6年生を対象に、11月上旬に入学通知書を送付します。

また12月上旬に各中学校で入学説明会を行います。

※次のような場合には、学務課へご連絡ください。

- ・入学通知書が届かないとき
- ・現在の住所が変わるとき
- ・入学通知書の記載に誤り等があったとき
- ・国立、私立学校等に入学するとき

### 転校するとき

問い合わせ先：学務課 TEL048-739-6804

住民異動時に交付された「異動通知書（2通）」をお持ちのうえ、学務課へお越しください。

### 多子世帯への学校給食費助成

問い合わせ先：学校給食課 TEL048-739-6806

多子世帯に対する経済的な負担を軽減し、子育て環境のさらなる充実を図るため、児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、第3子目以降の学校給食費を全額助成します。

## 公立学校一覧表

No.	学校名	所在地	電話番号
1	粕壁小学校	粕壁東3丁目2番19号	048-754-6321
2	内牧小学校	内牧2415番地2	048-752-3256
3	豊春小学校	道順川戸37番地1	048-754-0726
4	武里小学校	備後西5丁目5番2号	048-735-3026
5	幸松小学校	八丁目353番地1	048-752-3215
6	豊野小学校	銚子口1087番地	048-735-2112
7	備後小学校	備後西3丁目2番1号	048-735-8479
8	八木崎小学校	中央4丁目1番地	048-754-4433
9	牛島小学校	牛島1080番地	048-761-1689
10	緑小学校	緑町5丁目4番1号	048-736-3745
11	上沖小学校	大沼5丁目44番地	048-736-3710
12	正善小学校	備後東6丁目2番1号	048-736-3741
13	立野小学校	南中曾根1074番地	048-736-0001
14	宮川小学校	新方袋1090番地	048-754-7600
15	藤塚小学校	藤塚82番地2	048-737-5330
16	小淵小学校	小淵905番地1	048-761-7161
17	武里南小学校	大枝89番地武里団地2街区1棟	048-733-6911
18	武里西小学校	大場822番地1	048-733-7701
19	南桜井小学校	下柳3番地	048-746-0026
20	川辺小学校	米島756番地	048-746-0009
21	桜川小学校	大倉496番地1	048-746-6238
22	中野小学校	東中野654番地	048-746-8271
23	春日部中学校	粕壁4丁目4番15号	048-761-2253
24	東中学校	樋堀181番地1	048-752-2454
25	豊春中学校	南中曾根107番地2	048-752-2717
26	武里中学校	薄谷3番地	048-735-3034
27	大沼中学校	大沼6丁目75番地	048-736-9986
28	豊野中学校	銚子口130番地	048-737-0440
29	緑中学校	緑町5丁目9番38号	048-737-8447
30	大増中学校	上大増新田140番地	048-737-5100
31	春日部南中学校	武里中野746番地	048-737-2869
32	葛飾中学校	永沼2250番地1	048-746-0002
33	飯沼中学校	飯沼180番地	048-746-7321
34	江戸川小中学校	上吉妻1番地	048-748-1020

## 7. 障がいのある子どもたちのために

### 身体障害者手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 Tel.048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 Tel.048-746-9702  
HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/techonokofu/8602.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/techonokofu/8602.html)

身体に障がいのある児童が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

- 対象：視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいのある児童
- 手続き：申請の際に、身体障害者福祉法第15条指定医師による身体障害者診断書・意見書の添付が必要となりますが、事前にご相談ください。

### 療育手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 Tel.048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 Tel.048-746-9702  
HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/techonokofu/8605.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/techonokofu/8605.html)

知的障がいのある児童が、さまざまなサービスを受けやすくするための手帳です。

- 対象：児童相談所で知的障害と判定された児童
- 手続き：上記の判定を受ける前に、申請手続き（生育歴の聞き取り等があります）が必要となりますので、事前にご相談ください。

### 精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ先：障がい者支援課 Tel.048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 Tel.048-746-9702  
HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/techonokofu/8606.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/techonokofu/8606.html)

精神障がいまたは発達障がいのある児童が、さまざまなサービスを受けやすくするための手帳です。

- 対象：精神疾患または発達障がいのある児童で、精神障害のため日常生活または社会生活において制約があり、初診日から6か月を経過している児童
- 手続き：申請の際に医師による手帳用診断書の添付が必要となりますので、医療機関にご相談のうえ、申請してください。

## 障害児福祉手当

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/keizaitekishien/8564.htm](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/keizaitekishien/8564.htm)  
↓

在宅の常時介護を必要とする障がいのある方に対し、著しい障害によって生じる特別な負担を軽減するために支給するものです。

- 対象：20歳未満であって、日常生活において常時介護を必要とする方。  
(※原則、専用の診断書の提出が必要ですが、次の障害者手帳をお持ちの方は、診断書の提出を省略できる場合があります)
  - ・身体障害者手帳1級と2級の一部
  - ・療育手帳㊤

●手当：月額 16,100円

※次の場合は、手当の支給が受けられません。

- ・所得制限額を超えている
- ・障害を支給事由とする年金を受給している
- ・児童福祉施設等に入所している

## 特別児童扶養手当

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-736-1135・048-739-6813

／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate\\_iryohi\\_josei/6523.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohi_josei/6523.html)

身体または精神に一定の障がいのある20歳未満のこどもを家庭で養育している父母、または養育者に対し、福祉の増進を図るために支給される手当です。手当は申請を受け付けた日の翌月分から支給の対象となります。

- 対象になる人：身体または精神に障がいのある20歳未満のこどもを家庭で育てている父母、または養育者（里親を含む）

※主な障害は、次のものをいいます。

視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、そしゃく機能障害、  
音声言語機能障害、肢体不自由、知的障害、精神障害、  
呼吸機能障害、心疾患、腎疾患、肝疾患、  
血液・造血器疾患（急性リンパ性白血病）

- 対象にならない人：こどもが障害による公的年金を受けられる場合  
児童福祉施設等にこどもが入所している場合（通園施設は除く）  
所得が制限額以上の方

●手 当 の 額：月額 1級 58,450円、 2級 38,930円

- 手 続 き：申請には、原則専用の診断書の提出が必要ですが、児童が次の障害者手帳をお持ちの場合は診断書の提出を省略できる場合があります。
  - ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部・療育手帳㊤・A・B

## 在宅重度心身障害者手当

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/keizaitekishien/10978.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/keizaitekishien/10978.html)

在宅の重度心身障がい者に対し、生活の向上と福祉の増進を図るため支給するものです。

●対象及び手当月額：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童

- ・身体障害者手帳 1・2級：5,000円、3級：2,000円
- ・療育手帳 ㊤・A：5,000円、B：2,500円
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級：5,000円

※次の場合は、手当の支給が受けられません。

- ・市町村民税が課税されている
- ・障害児福祉手当を受給している
- ・児童福祉施設等に入所している

## 重度心身障害者医療費助成

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/iryohinosei/8562.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/iryohinosei/8562.html)

障がいのある方が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、各種の医療保険制度による医療費の本人負担金から諸給付(高額療養費、附加給付金等)を除いた最終的な医療費本人負担額を助成するものです。

●対象：市内に住所を有し、次のいずれかに該当する児童

- ・身体障害者手帳1級、2級、3級
- ・療育手帳㊤、A、B
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級

●助成方法：

- ・埼玉県内医療機関等(一部を除く)への受診の場合 → 現物給付(窓口払いの廃止)
- ・埼玉県外医療機関等への受診の場合 → 償還払い(立替払い)

※埼玉県内であっても、医療機関等によっては窓口払いが生じる可能性があります。

そのような場合は、償還払い(立替払い)により助成を受けられます。

※次の場合は、医療費の助成が受けられません。

- ・所得制限額を超えている

●その他

18歳到達後、最初に迎える3月31日までにある程度の期間があることについては、《こども医療費の助成》(P15)をお勧めしています。(助成の内容は同様ですが、重度心身障害者医療費助成は障害者手帳の等級を条件にしているため、障害者手帳の再判定などに合わせて重度心身障害者医療費助成の更新手続きも必要となり、煩雑です。)

《こども医療費の助成》が年齢到達により資格喪失する際、引き続き、重度心身障害者医療費助成の対象となる方には、別途ご案内しています。

## ふじ学園（児童発達支援センター）

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/benrnavi/shisetsuannai/categorykarasagasu/4/10550.html>

心身の発達に遅れのあるこどもを対象に、専門性の高い療育を行うための設備を整備し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うことを目的とする施設です。

●所在地：粕壁5435番地1

●内容及び：①児童発達支援（通所支援）

対象者等 3歳以上の未就学児で支援が必要と認められる児童に、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知的技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

②児童発達支援（療育支援）

3歳以上の未就学児で支援が必要と認められる児童に、公認心理師などの専門職から、個人または少人数での訓練や指導を行います。

③放課後等デイサービス

就学している支援が必要と認められる児童に、公認心理師などの専門職から、個人または少人数での訓練や指導を行います。

④保育所等訪問支援

訪問支援員が幼稚園や保育所、小学校などの施設を訪問し、児童が集団生活を送る場所で適応に向けた支援を行います。

⑤障害児相談支援

相談支援専門員による障害児支援計画の作成や、障害福祉サービスなどの利用手続きの支援を行います。

●開所時間：平日8：30～17：15

●休所日：土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始ほか

●費用：費用の一割負担（※同一世帯全員の収入状況に応じて負担上限月額あり）ただし、満3歳になって初めての4月1日から就学前までの期間は、利用者負担額は0円となります。また、障害児相談支援に利用者負担はありません。

●手続き：直接、ふじ学園（TEL048-754-4017）へご連絡ください。

## 児童発達支援センターまる

問い合わせ先：児童発達支援センターまる TEL048-767-7870 メール：jihatsu@tomonifukushikai.or.jp

HP：<https://www.tomonifukushikai.or.jp/pages/80/>

発達の遅れがある子どもを対象に、日常生活における基本動作の指導（排泄・衣服の着脱・摂食指導）や集団生活への適応訓練（知育遊び・粗大遊びを通じた専門療育）など、障害の特性に応じた療育活動を通じて、心身機能の維持・増進を図り、利用家族に対する適切な指導を適宜実施するとともに、専門性を生かした関係機関へのアドバイスを併せて行います。

●所在地：大場928番地10

●内容及び：①児童発達支援

対象者等 2歳以上の未就学で支援が必要と認められる児に対して、日常生活に必要な基本動作、集団生活に順応していくための個別専門療育を実施します。更に地域機関への移行支援を行います。

②保育所等訪問支援

集団生活を行なっている施設（保育所・幼稚園・認定子ども園等）を訪問し、集団生活へ適応するための専門的な支援等を行います。

③放課後等デイサービス

就学児童に対して、専門個別指導などの療育支援を行います。

●開所時間：平日8:00～17:00

●休所日：土曜日・日曜日・年末年始ほか

●費用：費用の一割負担（※同一世帯全員の収入状況に応じて負担上限月額あり）ただし、満3歳になって初めての4月1日から就学前までの期間は、利用者負担額は0円となります。また、障害児相談支援に利用者負担はありません。

## 埼玉県医療的ケア児等支援センター 地域センターともに

問い合わせ先：地域センターともに TEL048-748-5059 メール：t.tomoni@tomonifukushikai.or.jp

HP：<https://www.tomonifukushikai.or.jp/pages/85/>

医療的ケア児等とご家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けられる窓口です。

●所在地：谷原3丁目12番地6メゾンローリエ102

●内容：①医療的ケア児等の支援（医療的ケアを必要とする方・重症心身障がいの方及びご家族や支援している方の困りごとや心配なことの相談をお受けします。）

②支援機関及び保育・教育機関等に対する啓発活動の他、

コーディネーター等が機関に対するアドバイスも行います。

●対象地域：春日部市を含む10市3町

●相談方法：①来所：地域センターともに

②訪問：ご自宅など、

※ご都合の良い場所で相談できます

●受付時間：平日9:00～17:00

●休業日：土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始ほか



## 自立支援サービス

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

### <医療費助成（育成医療）> 問い合わせ先：こども育成課 TEL048-739-6813

現在、身体に障がいがあるか、または現にある疾病に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童で、手術などの治療により確実に効果が期待できる場合その治療に要する医療費の一部を公費で負担します。

●対象：18歳未満で、手術などの治療によって確実な治療効果が期待できる児童

※利用者負担額は、原則かかった医療費の1割となります。

※ただし、医療保険の適用範囲に限ります。（指定医療機関での通院・入院医療費）世帯（同一の医療保険に加入する人）の所得等に応じて負担上限月額が設けられます。

※一定以上の所得がある場合は、制度の対象外となる場合があります。

※手続きには事前申請が必要ですので、詳細は上記までお問い合わせください。

●HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate\\_iryohijosei/6519.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/kodomonoteate_iryohijosei/6519.html)

## その他の自立支援サービス

●医療費助成（精神通院）

●介護給付・訓練等給付・障害児通所給付

※費用負担や手続きなど、詳しくは上記の問い合わせ先までご相談下さい。

## 障害児（者）生活サポート

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/nichijoseikatsu\\_shakaisaikatsunoshien/33357.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/nichijoseikatsu_shakaisaikatsunoshien/33357.html)

心身障がいのある児童及びその家族の必要に応じて、市に登録された団体が心身障がいのある児童に対して一時預かり、派遣による介護、外出援助等のサービスを提供するものです。市がその団体に運営費の一部を補助することにより、利用者の経済的負担を間接的に軽減します。

●対象：市内に住所を有する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、知的障がいがあると児童相談所で判定された児童、または医師により発達に障がいがあると診断された児童及び難病患者等（※世帯の生計中心者の課税状況により利用料の差額補助があります）

## 言語障害児指導訓練（ことばの教室）

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

言語障がいのある児童に検査、訓練を行うことにより構音障害の軽減や言語発達の促進等を支援します。

●対象：市内に住所を有し、おおむね3歳から小学校就学前の児童

●内容：言語訓練、構音訓練等（※相談、検査及び経過観察指導は随時行います）

●場所：あしすと春日部

●費用：無料

## 在宅重症心身障害児等の家庭に対するレスパイトケア

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児を介護する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、対象児をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設を支援します。

- 対象：市内に住所を有する在宅の重症心身障がい児

## 日中一時支援

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

在宅の心身障がいのある児童を一時的に預かることにより、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、家族の就労支援や日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供します。

- 対象：市内に住所を有する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、知的障がいがあると児童相談所で判定された児童、または医師により発達に障がいがあると診断された児童
- 利用回数：聴き取りに応じて回数を決定します。（※原則1か月の利用日数7日上限）
- 費用：サービス費用の1割負担（※市民税非課税世帯は自己負担がありません）

## 難聴児補聴器購入費等助成

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/nichi\\_joseikatsu\\_shakaisai\\_eikatsunoshien/8600.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/nichi_joseikatsu_shakaisai_eikatsunoshien/8600.html)

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度である難聴児の補聴器購入費及び修理の一部を助成します。

- 対象：市内に住所を有し、いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが25デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- 助成額：基準額と補聴器購入費等を比較して少ない方の額の3分の2（千円未満切り捨て）
- その他：事前に上記の問い合わせ先までご相談ください。

## 心身障害者扶養共済制度

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/shogaishafukushi/keizaitekishien/8595.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/shogaishafukushi/keizaitekishien/8595.html)

障がいのある児童を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある児童に終身一定額の年金を支給します。

- その他：加入できる保護者等の要件、手続きなど詳細は上記までお問い合わせください。

## その他の支援サービス・助成

### <重度障害者等訪問入浴サービス、リフト付自動車貸出サービス、福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成、移動支援サービス等>

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

※費用負担や手続きなど、詳しくは上記の問い合わせ先までご相談ください。

### <小児慢性特定疾病児童等への日常生活用具の給付>

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1113

小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。

- 対象：小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている児童
- その他：用具の種類や条件、手続きなど詳細はお問い合わせください。

### <補装具費の支給>

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

身体障がいのある児童の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にする補装具の購入、修理または借受けに対して補装具費を支給します。

- 補装具の種類：
  - 視覚障害（視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡）○聴覚障害（補聴器）
  - 肢体不自由（義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、排便補助具、一本つえを除く歩行補助つえ、姿勢保持装置、起立保持具、頭部保持具等）

### <日常生活用具の給付>

問い合わせ先：障がい者支援課 TEL048-736-1131／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9702

重度の障がいのある児童に対し、日常生活を容易にするため日常生活用具を給付します。

- 用具の主な種類：
  - 介護・訓練支援用具（移動用リフト、特殊マット、特殊尿器等）○自立生活支援用具（入浴補助用具、移動・移乗支援用具等）○在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー等）○情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、点字器、人工咽頭等）○排泄管理支援用具（ストマ用装具、紙おむつ等）○住宅改修費（居宅生活動作補助用具）他

### <自動車税等の減免>

問い合わせ先：自動車税については、埼玉県自動車税事務所 TEL048-658-0227

軽自動車税については市民税課へ TEL048-797-8227（直通）

障がい者のために使用する自動車（個人名義の自家用車に限る）で一定の要件を満たす場合は、申請することにより障がい者1人につき1台、自動車税等の減免が受けられます。詳しくは上記の問い合わせ先までご相談ください。

## 8. ひとり親家庭の支援

### 児童扶養手当

問い合わせ先：こども育成課 Tel.048-736-1135／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 Tel.048-746-1111

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/10888.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/10888.html)

父母の離婚などによって、こどもがひとり親家庭等で育成される場合の生活の安定や自立を促すなど、こどもの福祉のために支給される手当です。申請を受け付けた日の翌月分から支給の対象となりますので、該当される方は、お早めに申請してください。

- 対象：次のいずれかに該当するこどもを育てている母（父）または養育者
  - ①父母が離婚したこどもや父（母）が死亡または生死が明らかでないこども
  - ②1年以上父（母）から遺棄されている状態や1年以上父（母）が拘禁状態にあるこども
  - ③母が婚姻によらないで懐胎したこどもや父（母）に一定の障がいがあるこども
  - ④父母が裁判所からのDV保護命令を受けたこども
- 所得制限：上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。  
※申請する方やその配偶者、及び同居など生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹等）の所得により、手当の支給に制限があります。
- 支給期間：申請の翌月からこどもが18歳になった年の年度末（3月31日）まで。  
（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日まで）  
※こどもに一定の障がいがある場合は20歳になるまで。
- 手当の額：全部支給の場合 月額 48,050円
- その他：父母の婚姻やこどもの施設入所状況などの諸条件がありますので、詳細は上記までお問い合わせください。

## ひとり親家庭等医療費の助成

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-739-6813／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6513.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6513.html)

医療保険に加入している母子家庭・父子家庭・養育者家庭など、ひとり親家庭等の人  
が、医療にかかった場合に支払った医療費のうち最終的な自己負担額を助成します。（※助  
成を受けるには、事前に受給資格の登録が必要です。）

- 対 象：市内に住所を有し、国民健康保険または各種社会保険に加入している  
ひとり親家庭などのこどもと、その母もしくは父又は養育者の方  
※児童扶養手当に準じた所得制限があります。
- 助成期間：こどもが18歳になった年の年度末（3月31日）まで。  
（4月1日生まれの方は、18歳の誕生日の前日まで）  
※こどもに一定の障がいがある場合は20歳になるまで。
- 資格開始：原則申請日です。  
※離婚や配偶者の死亡などの事由が発生した日の翌日から起算して15日以  
内に申請をした場合は、事由発生日からの助成になります。
- 請求期間：医療機関などへ医療費を支払った翌日から起算して5年以内となります。  
（診療日時点でひとり親家庭等医療費の受給資格がある場合）  
※5年を経過すると、時効により請求できません。

## 遺族厚生年金

問い合わせ先：ねんきんダイヤル TEL0570-05-1165\*050 から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）  
03-6700-1165

厚生年金保険の被保険者または受給権者（老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25  
年以上であること）等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生  
計を維持されていた遺族（配偶者、子、父母、孫または祖父母）に支給されます。

## 遺族基礎年金

問い合わせ先：市民課 TEL048-796-8554／庄和総合支所 市民窓口担当 TEL048-746-9700／ねんきんダイヤ  
ル TEL0570-05-1165\*050 から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6700-1165

国民年金の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）がある方または受給権者（老齢給付  
の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること）等が亡くなり、一定の要件を満たし  
ているときに、その人によって生計を維持されていた遺族（子のある妻、子のある夫また  
は子）に支給されます。

（※「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級  
または2級に該当する程度の障がいの状態にある子です。）

## 遺児手当

問い合わせ先：こども育成課 ☎048-736-1135／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6514.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6514.html)

義務教育修了前の児童の父または母、あるいは両親が死亡した場合、保護者に対して遺児手当を支給します。認定を受けた翌月分から支給の対象となります。支給期間は認定の翌月から義務教育修了までで、申請が必要です。

- 対象：父母の一方または両親が死亡した義務教育修了前の児童を養育している市内に住所を有する方（所得制限あり）  
（※保護者が父または母の場合は、現に配偶者を有していない方）
- 手当の額：遺児1人につき月額3,000円を年2回（9月、3月）支給

## 交通遺児援護金

問い合わせ先：こども育成課 ☎048-736-1135／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6515.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6515.html)

交通遺児の保護者に対して、交通遺児援護金を支給します（申請が必要です）。

- 対象：交通事故により、父母の一方または両親が死亡した18歳になった年の年度末（3月31日）までの児童を養育している市内に住所を有する方（所得制限なし）
- 手当の額：遺児1人につき1回24,000円を年2回（9月、3月）支給

## 高等職業訓練促進給付金等

問い合わせ先：こども育成課 Tel.048-736-1135

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateeonsite/hitorioyakateinoshien/6517.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateeonsite/hitorioyakateinoshien/6517.html)

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつきやすい対象資格（看護師や介護福祉士など）を取得するため6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を、また修業終了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給します（1回限り）。

### ●対象：次の全ての条件を満たす方

- ・市内に住所を有し、20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または、同等の所得水準にある方

※扶養義務者の所得制限額超過や、遺族、障害年金等の受給を理由に児童扶養手当の支給が受けられない場合も、本人の所得によっては、給付金の支給要件に該当する場合があります。

- ・対象の資格を取得するため、養成機関において6か月以上修業し対象の資格取得が見込まれる方
- ・対象の資格を取得するための修業と就労または育児の両立が困難と認められる方
- ・現在、求職者支援制度における職業訓練給付金など、高等職業訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付を受けていない方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金等を受けていない方

### ●対象となる資格：

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

### ●支給額：

	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	月額 100,000円	月額 70,500円
修業期間の最後の12か月	月額 140,000円	月額 110,500円
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

※支給額は、申請者及び同居の家族全員の市民税課税状況によって決定します。

### ●手続き：養成機関で入学が確定しましたら、事前相談をしてください。

給付金の支給を受けるには、養成機関での修業を開始した日以後に、必要書類をそろえて支給申請をしてください。

### 《埼玉県社会福祉協議会のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業》

高等職業訓練促進給付金受給者を対象とした貸付です。

- 支給額：入学準備金 500,000円以内・就職準備金 200,000円以内  
養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職し、5年間従事した場合、返還が全額免除されます。

※詳しくは、埼玉県社会福祉協議会(Tel.048-824-3370)へお問い合わせください。

## 自立支援教育訓練給付金

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-736-1135

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakatei\\_noshien/6516.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakatei_noshien/6516.html)

母子家庭の母または父子家庭の父が適職に就くために必要な資格や技能を取得するため、受講前に市が指定した対象講座について、受講修了後に受講に要した経費の一部を給付します（1回限り）。

### ●対象：次の全ての条件を満たす方

- ・市内に住所を有し、20歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業等の事業において、自立に向けた支援を受けていること（自立に向けた支援を受けていない方は、こども育成課にご相談ください）
- ・教育訓練を受けることが就職やキャリアアップのために必要であると認められる方
- ・過去に、自立支援教育訓練給付金事業に基づく訓練給付金を受給していない方
- ・埼玉県社会福祉協議会の「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」等、学資を内容とする他制度を受けていない方

### ●対象講座：雇用保険法による教育訓練給付金の指定教育訓練講座

（例）医療事務、情報処理技術者資格、簿記検定、介護福祉士、介護職員初任者研修、実務者研修など

※対象講座の一覧は、『厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム』をご覧くださいか、お近くのハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧してください。

### ●支給額：算出した額が12,001円以上の場合に支給対象になります。

#### （1）雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

経費の60%に相当する額

（上限：修学年数×40万円、160万円を超える場合は160万円）（講座により異なる）

#### （2）雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

（1）に定める額から雇用保険法により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

※雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金 支給・不支給決定通知」が必要となります。

### ●手続き：

- ①ハローワークで受講する講座が雇用保険法による教育訓練給付金の対象講座であって、教育訓練給付金の受給資格があるか確認をしていただきます。
- ②こども育成課で事前相談をしてください。
- ③給付金の支給を受けるには、講座受講開始前に、必要書類をそろえて対象講座指定申請をしてください。

## 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

問い合わせ先：埼玉県東部中央福祉事務所 TEL048-737-2359／こども育成課 TEL048-796-8193

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6496.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/6496.html)

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のため、必要な資金を貸付ける県の制度です。

貸付の種類は、就学支度・修学・修業・就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・事業開始・事業継続・結婚の12種類です。

対象など、いくつかの要件があり、貸付の種類によって手続きが異なりますので、詳細は上記までお問い合わせください。

## JR定期乗車券の割引制度

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-736-1135

児童扶養手当の支給（全額支給停止者を除く）を受けている世帯の人がJR通勤定期券を購入する場合に、割引が受けられます。

申請にあたり別途手続きが必要となる場合がありますので、詳細は上記までお問い合わせください。

## 養育費等弁護士相談

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1113

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/20718.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakateinoshien/20718.html)

離婚後の養育費や親子交流について無料で相談できます。

- 対象：市内在住のひとり親家庭の親、または、お子さんがいて離婚を考えている方
- 日程：市公式ホームページをご覧ください。
- 相談時間：13：20～16：20  
※原則予約制1人60分、原則1年度に1人1回まで
- 場所：春日部市役所3階こども家庭センター相談室

## ひとり親家庭等養育費確保支援事業

問い合わせ先：こども育成課 Tel.048-796-8193

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakatei\\_noshien/20741.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/hitorioyakatei_noshien/20741.html)

離婚に伴う養育費の確保の各種手続（公正証書等の作成、養育費保証会社との契約、裁判外紛争解決手続（ADR））に要した経費の一部を補助する事業です。

### ●対象経費及び補助金額

種別	申請の時期	対象経費	補助金額
公正証書等の作成経費	公正証書等作成から6か月以内	・ 公証人手数料 ・ 調停申立又は裁判に要する収入印紙代 ・ 調定申立又は裁判に要する戸籍謄本等添付書類取得費用	左記の合計額と43,000円を比較して、いずれか低い額
養育費保証契約締結経費	養育費保証契約を締結した日から6か月以内	・ 保証会社と養育費保証契約を締結した際の初回保証料	左記の金額と50,000円を比較して、いずれか低い額
裁判外紛争解決手続（ADR）利用経費	裁判外紛争解決手続（ADR）で養育費の取り決めを行った日又は合意が成立しないことが確定した日のいずれかから6か月以内	・ 依頼料に相当する費用 ・ 調定に係る費用（書類の代理作成費用、弁護士会及び認証ADR事業者が用意する以外の場所の賃貸借費用等は除く）	左記の合計額と50,000円を比較して、いずれか低い額

- 要件：・市内に在住していること
- ・ひとり親で20歳に満たない子を扶養している方、又は、離婚協議中で20歳に満たない子を扶養予定の方であること
  - ・養育費確保に係る経費を負担していること（令和5年4月1日以降に限る）
  - ・過去に春日部市又は他の自治体から同様の補助金等を受け取っていないこと
  - ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること（※公正証書等作成経費、養育費保証契約締結経費の場合）
  - ・保証会社と契約期間が1年以上の養育費保証契約を締結していること（※養育費保証契約締結経費の場合）
- 手続き：交付申請書に必要書類を添付のうえ、こども育成課に提出してください。
- ・ 交付申請書
  - ・ 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本（又は、抄本）
  - ・ 世帯全員が記載されている住民票の写し
  - ・ 交付対象となる経費の領収書等
  - ・ 養育費の取決めを交わした公正証書等の債務名義
  - ・ 保証会社と締結した養育費保証契約書 など

## 9. 経済的支援

### 出産費資金貸付

問い合わせ先：国民健康保険課 TEL048-796-8645

出産育児一時金の支給までの間、出産育児一時金の8割相当額を限度に、資金を無利子で貸し付けます。

対象は、国民健康保険被保険者で、出産育児一時金の支給が見込まれる方のうち、出産予定日まで1か月以内の方、または妊娠4か月以上で医療機関等に一時的な支払いを要する方です。※貸付の申し込みは、上記にご相談ください。

### 厚生年金保険料免除

問い合わせ先：春日部年金事務所厚生年金適用調査課 TEL048-737-7112 \* 音声ガイダンスが流れたら、3番を押した後に2番を押してください。

#### ＜産前産後休業期間＞

出産のため産前産後休業を取得した場合の厚生年金保険料等が免除されます。

#### ＜育児休業期間＞

育児休業または育児休業に準ずる休業を取得した場合の厚生年金保険料等が免除されます。

### 国民年金保険料免除

問い合わせ先：市民課 TEL048-796-8554/庄和総合支所 市民窓口担当 TEL048-746-9700/春日部年金事務所 国民年金課 TEL048-737-7112 \* 音声ガイダンスが流れたら、2番を押した後に再度2番を押してください。

#### ＜産前産後免除期間＞

国民年金第1号被保険者の出産については、出産予定日又は出産日が属する月の前月から出産予定日の翌々月までの4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から出産予定日の翌々月までの6か月間の国民年金保険料が免除されます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

※出産予定日の6か月前から届け出可能です。

## 国民健康保険税軽減

問い合わせ先：国民健康保険課 TEL048-796-8658／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-9704

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/kokuminkenkohoken/kokuminkenkohokenzei/24242.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kokuminkenkohoken/kokuminkenkohokenzei/24242.html)

### ＜産前産後軽減期間＞

出産する予定または出産した方の、産前産後期間の国民健康保険税が減額されます。出産予定日の6か月前から届出ができます。

- 対象 象：国民健康保険に加入しており、令和5年11月1日以降に出産（予定）の方  
※出産とは妊娠85日（妊娠12週）以上の分娩をいい、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。
- 減額期間：単胎妊娠…出産予定月（出産後の届け出の場合は出産月）の前月から4か月  
多胎妊娠…出産予定月（出産後の届け出の場合は出産月）の3か月前から6か月
- 対象の保険税：出産する方の国民健康保険税均等割と所得割を軽減
- 申請方法：必要な申請書類を国民健康保険課または庄和総合支所福祉・健康保険担当へ提出してください。
  - ①産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
  - ②届出者の本人確認書類
  - ③出産の（予定）日を確認することができる書類（母子健康手帳など）

## 早期不妊検査費・不育症検査費助成

問い合わせ先：こども相談課 TEL048-736-1113

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko\\_hoken\\_fukushi/kenko\\_iryo/kenkoiryonikansuru Josei/6539.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kenko_iryo/kenkoiryonikansuru Josei/6539.html)

不妊検査または不育症検査に係る経済的負担の軽減を図るため、こどもを望む夫婦に対し、費用の一部を助成します。

- 対象 象：夫婦ともに助成対象の不妊検査または不育症検査（不育症に限り妻のみ可）を受けており、検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- その他：補助内容及び条件、手続きなど詳細はお問い合わせください。

## 就学援助

問い合わせ先：学務課 TEL048-739-6804／庄和総合支所 総務担当 TEL048-746-9701

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kyoikuiinkai/gakkokyoikunitsuite/1/7429.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kyoikuiinkai/gakkokyoikunitsuite/1/7429.html)

市内の公立小・中学校及び義務教育学校に通う児童・生徒の保護者で、学用品費等の支払いが困難な方を対象に学校給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を援助しています。

申請は、学校、または学務課・庄和総合支所総務担当で受け付けています。なお、世帯全員の前年の総所得額を確認させていただき、審査を行います。

## 入学準備金・奨学金貸付

問い合わせ先：学務課 TEL048-739-6804

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kyoikuiinkai/gakkokyoikunitsuite/1/7427.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kyoikuiinkai/gakkokyoikunitsuite/1/7427.html)

高等学校、専修学校、短大、大学に進学する意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な方（その保護者）を対象に、無利子で貸付けます。

- ・所得制限があります。
- ・貸付けの可否については、審査委員会で審査のうえ決定されます。
- ・貸付け申請月の翌月以降に審査を行うため、決定まで2～3か月程度かかります。
- ・あらかじめ余裕をもって申請してください。

### 《入学準備金》

- 対象：市内に1年以上居住し、次の要件をすべて満たす保護者（父母等の生計維持者）
  - ①高等学校、専修学校、短大、大学へ翌年度入学を希望している生徒・学生の入学に必要な費用が調達困難であること
  - ②市税を滞納していないこと
  - ③連帯保証人1名を得られること
- 貸付額：高等学校・専修学校（高等課程） 300,000円以内  
短大・大学・専修学校（専門課程） 500,000円以内
- 貸付時期：入学決定時から入学まで
- 返済方法：入学した年の10月から、毎月または半年ごとの割賦均等返済（高等学校等2年6か月、大学等4年2か月以内に返済）

### 《奨学金》

- 対象：市内に1年以上居住し、次の要件をすべて満たす方
  - ①高等学校、専修学校、短大、大学へ入学が決まっているか在学中で学費の支出が困難であること
  - ②市税を滞納していない世帯の方であること
  - ③他の奨学資金に相当する学資の貸付けを受けていないこと
  - ④修学意欲があり、学校長又は学長の推薦を得られること
  - ⑤連帯保証人1名を得られること
- 貸付額：高等学校・専修学校（高等課程） 月額10,000円  
短大・大学・専修学校（専門課程） 月額20,000円
- 貸付時期：学校在学中の期間
- 返済方法：貸付け期間終了後、6か月据え置き、貸付け期間の2倍に相当する期間内に毎月または半年ごとの割賦均等返済（貸付け期間が4年間の場合は返済期間は8年間です。）

## 10. こどもとお出かけ

### 子育てサロン

問い合わせ先：下記各施設

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/6532.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/6532.html)

子育て中の親子が集まり、簡単な遊びを通じて参加者が交流を図ることにより、育児不安やストレスの解消を図っていただくことを目的としています。

日程や詳細については、市公式ホームページをご覧ください。

●対象：0歳～5歳児とその保護者

事業名	会場・問い合わせ先
子育てサロン ※春日部市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員連絡会との共催	会場：粕壁市民センター 問い合わせ：福祉総務課 (Tel.048-796-8450) こども相談課 (Tel.048-796-8902)
	会場：武里市民センター 問い合わせ：福祉総務課 (Tel.048-796-8450) こども相談課 (Tel.048-796-8902)
うちまきプレイルーム	内牧南公民館 (Tel.048-761-0065)
親子の広場	豊春市民センター (Tel.048-754-0942)
	豊春第二公民館 (Tel.048-754-2100)
子育てサロン	幸松市民センター (Tel.048-752-6065)
子育てふれあいサロン	豊野市民センター (Tel.048-735-0009)
	藤塚公民館 (Tel.048-735-2528)
子育てふれあいサロン	会場：武里南地区公民館 問い合わせ：武里大枝市民センター (Tel.048-737-8022)
子育てサロン「親子のひろば」	庄和市民センター 正風館 (Tel.048-746-6666)

## 地域子育て支援拠点

問い合わせ先：下記各施設

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/10885.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/10885.html)

	施設・事業名	所在地	電話番号	開設時間	開設日
1	春日部第1児童センター 「エンゼル・ドーム」	牛島 371番地1	048- 755-8190	10:00~15:00	月~金 (年末年始を除く) (夏季期間は休止、春・冬休み期間は不定期開所)
2	庄和子育て支援センター	西金野井 256番地1	048- 747-2321	8:30~17:15	月~土 (祝休日、年末年始を除く)
3	信愛保育園「さくらんぼ」	大場 1644番地	048- 734-9692	9:30~12:00 13:30~16:00	月・水・金 (祝休日、夏季休暇、年末年始を除く) (火曜日月2回開所)
4	一の割自然保育園 「わかたけ」	一の割 1138番地1	080-3429- 0115	9:30~12:00 13:30~16:00	月~金 (祝休日、年末年始を除く) (土曜日不定期開所の場合あり)
5	Coccoひろば春日部 (コープみらいコーププラザ春日部)	中央 1丁目4番地1号	048- 753-4333	10:00~15:00	月・水・金 (祝休日、年末年始を除く) (毎月最終土曜日開所)
6	緑の森保育園 「子育て支援センターおやこの森」	米島76番地	048- 746-7373	9:00~12:00 13:00~15:00	月~金 (祝休日、年末年始を除く)
7	春日部子育て支援センター	粕壁 3丁目8番1号	048- 754-2201	8:30~17:15	月~土 (祝休日、年末年始を除く)
8	Coccoひろばハーモニー (男女共同参画推進センター 「ハーモニー春日部」)	緑町 3丁目3番17号	048- 753-4333	9:00~14:00	月・火・木・第2土曜日 (月により変動あり) (祝休日、年末年始、施設休館日を除く)
9	い・つ・もゆめ色 (健康福祉センター「ゆっく武里」)	大枝89番地 武里団地7-4	048- 734-1098	9:00~14:00	週3日・不定期 (祝休日、年末年始、施設休館日を除く)
10	小島保育園 「子育て支援すこやか」	米島 93番地2	048- 746-0401	10:00~15:00 (土曜日は、 12:00まで)	月・水・金、 (祝休日、年末年始を除く) (土曜日月1回開所)
11	庄和児童センター 「スマイルしょうわ」	金崎 839番地1	048- 718-0300	10:00~15:00	月・水・金 (年末年始を除く)
12	ぽっけのおうち	栄町 2丁目135番地	048- 884-9137	9:00~15:00	月~金 (祝休日、夏季休暇、年末年始を除く)
13	大京学園 こども子育て支援センター	大枝89番地 武里団地2-2	080-2374- 6848	【親子保育等】 10:00~12:00 【育児・子育て相談】 13:00~16:00	月~金 (祝休日、年末年始を除く)
14	とよはるこども学園 「子育て支援センターばんだルーム」	上蛭田 610番地2	048- 754-0200	9:30~14:30	月・火・金 (祝休日、年末年始、施設休館日を除く)

子育て家庭をサポートするため、子育て中の親子が気軽に集まって仲間づくりをしたり、育児不安について相談をしたりできる場を、それぞれの地域に設けています。

# 春日部市 地域子育て支援拠点施設案内図



No.	施設名	No.	施設名
1	春日部第1児童センター「エンゼル・ドーム」	8	Coccoひろばハーモニー(男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」)
2	庄和子育て支援センター	9	い・つ・もゆめ色(健康福祉センター「ゆっく武里」)
3	信愛保育園「さくらんぼ」	10	小島保育園「子育て支援すこやか」
4	一の割自然保育園「わかたけ」	11	庄和児童センター「スマイル庄和」
5	コープみらいコーププラザ春日部「Coccoひろば春日部」	12	ぽっけのおうち
6	緑の森保育園「子育て支援センターおやこの森」	13	大京学園子育て支援センター
7	春日部子育て支援センター	14	とよはるこども学園「子育て支援センターぱんだルーム」

## 地域交流会

問い合わせ先：各公立保育所（⇒P34 参照）

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/11018.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/11018.html)

保育所を開放し、保育所でのいろいろな遊びを通して、入所児童、保育士との交流を図るとともに、子育てについて困っていること、悩み事などの相談も受け付けます。

- 場所：公立保育所
- 日時：毎月1～2回程度
- 内容：室内遊び、ままごと、ブロック、小麦粉粘土、ボール、ローリングマットなど
- 対象：市内在住の小学校就学前の児童とその保護者、妊娠中の人及びその家族、保育士への復職を考えている方

## ブックスタート

問い合わせ先：こども育成課 Tel048-796-8193／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 Tel048-746-1111

市内に生まれたすべての赤ちゃんと保護者を対象として、親子が、ゆったり心ふれあう時間を持てるきっかけをつくるため、10か月児健診の機会に、ボランティアスタッフが「ふれあいの大切さ」を伝えながら読み聞かせを行い、絵本を手渡しています。

- 対象：10か月児健診対象者
- 内容：健診終了後の会場で、スタッフによるブックスタートの説明や、保護者に読み聞かせの体験をしてもらっています。
- 配布物：赤ちゃんにおすすめの絵本
- 場所：春日部市保健センター・庄和総合支所
- 日程：10か月児健診実施日

## 図書館の児童サービス

問い合わせ先：中央図書館 TEL048-761-5911／武里図書館 TEL048-737-7625／庄和図書館 TEL048-718-0200

図書館では、赤ちゃんから高校生まで、成長に応じた物語や調べものの本をそろえとともに、絵本の読み聞かせなど、様々な児童向け行事を開催しています。

	行事名	対象	とき	ところ	内容
1	えほんのへや	2歳～4歳児とその保護者	第1・第3木曜日 第2・第4木曜日	中央図書館 武里図書館	絵本の読み聞かせ、 手あそびなど
2	あかちゃん えほんの会	乳幼児とその保護者	第2・第4木曜日	中央図書館	絵本の読み聞かせ、 わらべうたなど
3	小さい子のおはなし会	4歳～9歳児とその保護者	毎週土曜日	中央図書館 武里図書館	絵本の読み聞かせ、 ストーリーテリングなど
4	大きい子のおはなし会	小学生とその保護者	第2・第4土曜日	庄和図書館	
5	あかちゃんタイム	未就学児とその保護者	毎週木曜日	中央図書館 武里図書館	お子さんと気兼ねなく 図書館を利用できる時間
6	子育て ファミリータイム			庄和図書館	
7	子育て ぴよぴよタイム	乳幼児とその保護者	毎週木曜日	庄和図書館	絵本の読み聞かせ、 手あそびなど
8	子育て相談会	未就学児とその保護者	第2木曜日	中央図書館	子育て支援専門員による 子育て相談会
			第4木曜日	武里図書館	

春日部市立図書館ホームページ こどものページ

<https://www.lib.kasukabe.saitama.jp/kids/>



## 子育て情報メール

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-796-8193

スマートフォン、携帯電話、パソコン等に、子育て情報をメール配信します。

●お届けする主な情報：

- ・子育てサロンのご案内
- ・児童センター等で行われるイベントのご案内
- ・その他、子育てに関する情報 等

●利用料：

登録料は無料です。（※通信費・受信料はご負担ください。）

●登録方法：

- ・携帯電話から二次元コードを読み取って、登録する方法

①バーコードリーダーが使用できる携帯電話で、

<http://www-sa.smart-lgov.jp/user/manage/kasukabemail> または二次元コードを読み取ってください。

②表示されたアドレスにアクセスし、登録手順に従ってください。

- ・空メールを送信して登録する方法

①下記のアドレスへ空メールを送信し、登録手順に従ってください。

メールアドレス [kasukabe@emp-sa.smart-lgov.jp](mailto:kasukabe@emp-sa.smart-lgov.jp)

●ご利用できる機器：

電子メール機能が使用できるスマートフォン、携帯電話、パソコン等



春日部市メール二次元コード

## パパ・ママ応援ショップ優待サービス

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-796-8193

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekak/e/6494.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekak/e/6494.html)

埼玉県では、子育て家庭を対象とした優待制度を実施しています。

買い物や娯楽施設などで優待カードを提示すると、各店舗独自の割引や特典などのサービスが受けられます。

- 対象：・18歳到達後、最初に迎える3月31日までのこどもがいる世帯の人  
・妊娠中の人がいる世帯の人  
(同居・別居に関わらず、日ごろ子育てを支援してくれる祖父母も利用可)
- 主な協賛店：「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」でご確認ください。

### ●優待カードの入手方法：

優待カードは、LINE版優待カードと紙の優待カードがあります。

原則、LINE版優待カードをご利用ください。

LINEを利用できない方に限り、紙のカードをお配りしています。

#### ・LINE版優待カード

- ①スマートフォンに「LINE」アプリをダウンロードします。
- ②埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」を友だち追加します。
- ③「埼玉県庁」のトーク画面に表示されているメニューから、「魅力情報」を選択します。
- ④「パパ・ママ応援ショップ優待カード」をタップし、利用者情報を入力すると、優待カードの画面が表示されます。

#### ・紙の優待カード

市役所本庁舎3階こども育成課・こども相談課、武里出張所、庄和総合支所2階福祉・健康保険担当で配布しています。

持ち物：こどもの年齢が確認できるもの（こども医療費受給者証、母子手帳など）



LINE友だち  
追加二次元コード

協賛店検索  
二次元コード

## 赤ちゃんの駅

問い合わせ先：こども育成課 Tel.048-796-8193

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/6491.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/6491.html)

乳幼児を持つ子育て家庭を支援する取り組みの一環として、外出中の親子が授乳やオムツ替えが必要になった時に地域の中で気軽に立ち寄れるような場所を提供するため、市内施設（別表参照）74か所（令和8年4月1日現在）を「赤ちゃんの駅」として登録しています。

「赤ちゃんの駅」には、授乳するために必要なスペース（授乳室等）、または保護者がオムツ替えをするための部屋や設備（ベビーベッド等）などが整備され、乳幼児を連れてくる方はどなたでも利用できます。

なお、「赤ちゃんの駅」登録施設の入口・受付窓口等には、ステッカー（クレヨンしんちゃんが目印）が掲示されています。

各施設によって設置状況や利用条件（利用できる曜日・時間帯等）が異なりますので、ご利用の際は各施設スタッフにお尋ねください。

- 利 用 料：無料
- 利用できる日時：各施設の開館時間内
- 利 用 対 象：原則として、乳幼児（概ね3歳未満）連れの方で、授乳またはオムツ替えの場合に限ります。



Baby map  
ホームページ

「クレヨンしんちゃん」 ©臼井儀人／双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

《Baby map》（<https://babymap.jp/>）

Trim（トリム）株式会社が提供するスマートフォン向けアプリケーションで、施設の情報や評価など、利用者が自由に投稿できます。（※授乳室・オムツ替え施設の利用時間やサービスについては、施設に直接お問い合わせください。）

# 赤ちゃんの駅登録施設一覧

令和8年4月1日現在

No.	所管	施設名	受入れ状況		電話
			授乳	オムツ替え	
1	人権共生課	男女共同参画推進センター(ハーモニー春日部)	○	○	048-731-3333
2	市民参加推進課	春日部市市民活動センター(ぼぼら春日部)	○	○	048-731-3550
3	庄和総合支所	庄和総合支所	○	○	048-746-9701
4	福祉総務課	総合福祉センター(あしすと春日部)	○	○	048-762-1081
5	こども育成課	市役所本庁舎	○	○	048-796-8193
6		春日部第1児童センター(エンゼル・ドーム)	○	○	048-755-8190
7		春日部第2児童センター(ゲーかすかべ)	○	○	048-754-2815
8		庄和児童センター(スマイルしょうわ)	○	○	048-718-0300
9	保育課	武里南保育所	○	○	048-735-4381
10		第4保育所	○	○	048-735-0066
11		第5保育所	○	○	048-735-8471
12		第6保育所	○	○	048-754-5040
13		第7保育所	○	○	048-754-7426
14		第8保育所	○	○	048-754-8349
15		庄和第1保育所	○	○	048-746-3511
16		ふじ学園及び八木崎保育所(パレットやぎさき)	○	○	048-797-5747
17	健康課	健康福祉センター(ゆっく武里)	○	○	048-733-5550
18		春日部市保健センター	○	○	048-736-6778
19	観光振興課	道の駅「庄和」	○	○	048-718-3011
20		春日部情報発信館(ぷらっとかすかべ)	○	○	048-752-9090
21		大鳳文化交流センター(ハルカイト)	○	○	048-748-1833
22		龍Q館	—	○	048-746-0748
23	教育総務課	春日部市民文化会館(正和工業にじいろホール)	○	○	048-761-5811
24	社会教育課	中央図書館	○	○	048-761-5911
25	スポーツ推進課	総合体育館(アイル・アリーナ ウイング・ハット春日部)	○	○	048-733-7575
26	中央公民館	粕壁市民センター	—	○	048-752-3080
27		粕壁南公民館	—	○	048-738-0088
28		内牧市民センター	—	○	048-752-3255
29		内牧南公民館	○	○	048-761-0065
30		幸松市民センター	—	○	048-752-6065
31		庄和市民センター正風館	○	○	048-746-6666
32	私立保育園	庄和子育て支援センター	○	○	048-747-2321
33		大増のぞみ保育園	○	○	048-731-4152
34		小島保育園	○	○	048-746-0401
35		小鳩保育園	○	○	048-752-0271
36		信愛保育園	○	○	048-734-9692
37		豊春中央保育園	○	○	048-754-0226

# 赤ちゃんの駅登録施設一覧

令和8年4月1日現在

No.	所管	施設名	受入れ状況		電話
			授乳	オムツ 替え	
38	私立保育園	春日部子育て支援センター	○	○	048-754-2201
39		アートチャイルドケア春日部	○	○	048-761-0415
40		あおぞら保育園	○	○	048-812-5574
41		認定こども園ふたば	○	○	048-734-3871
42		幼保連携型認定こども園武里幼稚園	○	○	048-735-5002
43		認定こども園とよはる こども学園	○	○	048-754-0200
44	私立幼稚園	一の割幼稚園	○	○	048-735-6641
45		牛島幼稚園	○	○	048-754-7811
46		庄和こばと幼稚園	○	○	048-746-6511
47		武里白百合幼稚園	○	○	048-735-0058
48		花積幼稚園	—	○	048-761-5678
49		ひかり第二幼稚園	○	○	048-735-1510
50		真由美幼稚園	○	○	048-754-2484
51		桃園幼稚園	○	○	048-761-6161
52	ルネサンス呑竜幼稚園	○	○	048-736-1240	
53	埼玉県	埼玉県東部地域振興センター	○	○	048-737-1110
54	民間	ララガーデン春日部	○	○	0120-970-411
55		コープみらい コーププラザ春日部	○	○	048-753-4333
56		赤ちゃん本舗 ララガーデン春日部店	○	○	048-731-6773
57		コープみらい コープ春日部店	—	○	048-736-3118
58		日向接骨院	○	○	048-812-5157
59		山崎快療接骨院	○	○	048-735-2057
60		笠原鍼灸マッサージ院 名倉堂笠原整骨院	○	○	048-761-6752
61		ゆりのき鍼灸整骨院	○	○	048-733-2487
62		高橋はりきゆう整骨院	○	○	048-733-3900
63		ドコモショップ春日部店	○	○	0120-810-011
64		(株)スズキ自販埼玉 スズキアリーナ春日部	○	○	048-663-5911
65		まんまーる鍼灸院	○	○	048-876-8400
66		鈴木薬局 春日部中央店	○	○	048-812-8696
67		助産院 母魂(ボコン)	○	○	048-884-8807
68		匠大塚 春日部本店	○	○	048-736-4001
69		イオンモール春日部	○	○	048-718-3000
70		ラビット歯科	—	○	0120-789-247
71		おむすびcafe 空と糸	○	○	048-628-0919
72		骨盤と腸の整体院ナオナ	○	○	080-1143-3064
73		三菱UFJ銀行春日部支店	○	○	048-752-0211
74		むすぶ薬局	○	○	048-720-8206

## 児童センター

問い合わせ先：こども育成課 TEL048-796-8193

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/index.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kasukabecosodateoensite/oyakodeodekake/index.html)

児童センターは、こどもたちが健全な遊びを通じて、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。

- 休館日：12月29日～1月3日
- 使用対象：①18歳未満のお子さん及び同伴者（保護者・祖父母・知人等）  
②児童の健全な育成を目的として活動している団体
- 管理運営：各指定管理者

	所在地	開館時間	駐車場	駐輪場	ホームページ
春日部第1児童センター (エンゼル・ドーム) TEL048-755-8190	牛島371番地1	10:00～ 18:00	78台	49台	
春日部第2児童センター (ゲーかすかべ) TEL048-754-2815	粕壁三丁目8番1号 わいわい春日部パーク内 3・4階	10:00～ 20:00	94台	240台	
庄和児童センター (スマイルしょうわ) TEL048-718-0300	金崎839番地1 庄和総合支所2階	10:00～ 18:00	125台	256台	

## レジデンシャルパークSHOWA（庄和総合公園）

問い合わせ先：庄和体育館 TEL048-746-6111

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/benrinavi/shisetsuannai/categorykarasagasu/6/10281.html>

- 所在地：春日部市金崎746番地1
- 主な施設：多目的広場・アスレチック広場・せせらぎ・修景池  
バーベキュー施設（予約制/年末年始は、休場日となります。）
- 駐車場：259台（内、車イス用3台）

## 内牧公園

問い合わせ先：総合体育館 TEL048-733-7575

HP：<https://www.city.kasukabe.lg.jp/benrinavi/shisetsuannai/categorykarasagasu/6/10287.html>

自然を生かした大規模な公園です。

- 所在地：春日部市内牧2735番地1
- 主な施設：アスレチック広場・バーベキュー広場（予約制/年末年始は、休場日となります。）・ピクニック広場・  
お花見広場・多目的広場・竪穴式住居広場・林間アスレチック広場
- 駐車場：277台
- 利用時間：季節により異なります。

## 市民センター・公民館

問い合わせ先：各市民センター・公民館

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kyoikuiinkai/kakushisetsu\\_toshokan\\_kominkan\\_taiikushisetsunado/4/16459.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kyoikuiinkai/kakushisetsu_toshokan_kominkan_taiikushisetsunado/4/16459.html)

- 開館時間：8：30～17：15（夜間開館している場合もありますが、閉館時間は当日の利用状況によって変わりますのでご注意ください。）
- 休館日：月曜日、祝日（月曜日が祝日の場合は火曜日も休館）、年末年始（一部異なる地域があります。）
- 施設使用料：有料（各市民センター・各公民館へお問い合わせください。）

### 粕壁市民センター（Tel.048-752-3080）

市内の各市民センターと連携・協力体制を整え、全市域を対象エリアとしたイベントや講座を開催しています。

- 所在地：春日部市粕壁6918番地1
- 駐車場：82台（障がい者用駐車場合む） ●駐輪場：107台
- ※別途臨時駐車場（「春日部市総合福祉センターあしすと」の向かい側）：30台

### 粕壁南公民館（Tel.048-738-0088）

にぎわいのある街中にありながら、庭園の中に金魚が泳ぐ池もある静かな公民館です。

- 所在地：春日部市南1丁目12番23号
- 駐車場：28台 ●駐輪場：50台

### 内牧市民センター（Tel.048-752-3255）

自然に恵まれ、静かで落ち着いた環境にあります。体育室が2階にあり、卓球・バレーボール等幅広く利用されています。

- 所在地：春日部市内牧4398番地
- 駐車場：36台 ●駐輪場：60台

### 内牧南公民館（Tel.048-761-0065）

自然に恵まれた環境を生かし、地域独自の事業を展開しています。

- 所在地：春日部市内牧1498番地
- 駐車場：20台 ●駐輪場：15台

### 豊春市民センター (Tel.048-754-0942)

豊春駅近くの住宅街にあり、藤棚のある市民センターとして親しまれています。豊春地区を対象エリアとしたイベントや講座も盛んに行われています。

- 所在地：春日部市上蛭田101番地2
- 駐車場：21台
- 駐輪場：50台

### 豊春第二公民館 (Tel.048-754-2100)

ユリノキ通りと国道16号との交差点近くにある公民館です。防音効果の高い大集会室は、音楽関係の活動に適しています。

- 所在地：春日部市豊町5丁目14番地1
- 駐車場：26台
- 駐輪場：30台

### 武里市民センター (Tel.048-737-3033)

「寿楽荘」との複合施設。地域の連帯を深め、地域の発展や生活文化を高める事業に取り組んでいます。グラウンドもあります。

- 所在地：春日部市備後西1丁目13番2号
- 駐車場：29台
- 駐輪場：100台

### 武里東公民館 (Tel.048-735-2527)

武里東公民館は周りを住宅街に囲まれた静かな施設です。自分たちの「美や音」を追求するには最適な施設です。

- 所在地：春日部市備後東7丁目38番16号
- 駐車場：37台
- 駐輪場：50台

### 武里南地区公民館 (Tel.048-736-8104)

緑の多い武里団地の近隣公園内にあり、大枝高齢者憩いの家との複合施設です。

- 所在地：春日部市大枝89番地 武里団地7街区5棟
- 駐車場：なし
- 駐輪スペース：10台

### 武里大枝市民センター (Tel.048-737-8022)

武里団地名店街の近くにあり、武里図書館との複合施設です。

- 所在地：春日部市大枝89番地 武里団地2街区1棟
- 駐車場：なし
- 駐輪場：50台

### 幸松市民センター (TEL048-752-6065)

体育室や図書・談話コーナーを備えた地域のコミュニティステーション的役割の市民センターです。

- 所在地 : 春日部市牛島667番地1
- 駐車場 : 30台
- 駐輪場 : 56台

### 幸松第二公民館 (TEL048-761-5510)

静かな住宅街にあるアットホームな雰囲気の小さな公民館です。

- 所在地 : 春日部市小淵73番地1
- 駐車場 : 8台
- 駐輪場 : 15台

### 豊野市民センター (TEL048-735-0009)

豊野工業団地の入口にあり、半円形の形が目印の市民センターです。

- 所在地 : 春日部市銚子口999番地
- 駐車場 : 17台 (敷地内9台 / 第二駐車場8台)
- 駐輪場 : 30台

### 藤塚公民館 (TEL048-735-2528)

藤の牛島駅の南側に広がる閑静な住宅街の中にある公民館です。

- 所在地 : 春日部市藤塚1670番地1
- 駐車場 : 12台
- 駐輪場 : 20台

### 庄和市民センター正風館 (TEL048-746-6666)

閑静な住宅街の中にあり、市民にも親しまれている市民センターです。

- 所在地 : 春日部市大冨307番地1
- 休館日 : 第1・3月曜日、年末年始
- 駐車場 : 103台
- 駐輪場 : 80台

### 庄和南公民館 (TEL048-745-3000)

地域住民の身近な学習・交流活動の場として、各層の学習ニーズに応じた事業を実施し文化活動の促進を図り地域の特色を生かした公民館です。

- 所在地 : 春日部市米崎357番地
- 休館日 : 第2・4月曜日、年末年始
- 駐車場 : 44台
- 駐輪場 : 40台

## 体育施設一覧

問い合わせ先：各体育施設

HP：[https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate\\_kyoiku\\_bunka/kyoikuiinkai/kakushisetsu\\_toshokan\\_kominkan\\_taiikushisetsunado/sprtsshisetsu/14438.html](https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku_bunka/kyoikuiinkai/kakushisetsu_toshokan_kominkan_taiikushisetsunado/sprtsshisetsu/14438.html)

	No.	施設名	所在地等	電話番号
有料 体育施設	1	アイル・アリーナ ウイング・ハット春日部 (春日部市総合体育館)	谷原新田1557番地1	048-733-7575
	2	市民体育館	大沼7丁目12番地	048-736-2508
	3	市民武道館	大沼2丁目107番地	048-738-1020
	4	庄和体育館	金崎616番地	048-746-6111
	5	大沼陸上競技場兼サッカー場兼ラグビー場	大沼7丁目12番地	048-736-2508
	6	大沼野球場	大沼7丁目12番地	048-736-2508
	7	大沼テニスコート	大沼7丁目12番地	048-736-2508
	8	牛島野球場	牛島626番地	048-733-7575
	9	南栄町グラウンド	南栄町17番地	048-733-7575
	10	谷原グラウンド	谷原1丁目3番地	048-733-7575
	11	立沼テニス場	中央8丁目6番地	048-733-7575
	12	庄和球場	金崎759番地	048-746-6111
	13	庄和テニスコート	金崎616番地	048-746-6111
無料 体育施設	14	谷原中西側テニスコート	谷原新田1612番地1	
	15	谷原中西側グラウンド	谷原新田1612番地1	
	16	中野グラウンド	武里中野560番地1	
	17	豊野テニスコート	豊野町2丁目18番地	
	18	内牧グラウンド	内牧2910番地	
	19	内牧サイクリング兼遊歩道	内牧2910番地周辺	
	20	牛島多目的グラウンド	牛島626番地	
	21	首都圏外郭放水路多目的広場	上金崎720番地	
	22	金崎グラウンド	金崎字干上 地内	
	23	禿地グラウンド	金崎字禿地 地内	
	24	旧谷原中学校多目的グラウンド	谷原新田1507番地	

※施設の予約や使用料等については総合体育館（048-733-7575）にお問い合わせください。

※有料体育施設は 12/30～1/3、無料体育施設は 12/29～1/3 は休館・休場となります。



- 発行年月 / 令和 8 年 4 月
- 発行 / 春日部市
- 編集 / 春日部市こども未来部こども育成課  
〒344-8577  
春日部市中央七丁目 2 番地 1  
電話 048-796-8193
- 春日部市公式ホームページ  
<https://www.city.kasukabe.lg.jp>
- かすかべオラナビ URL  
<https://kasukabe.geocloud.jp>